

平成二十一年度貴重資料紹介展

幕末藩主暗殺疑獄

—『上田縞絲之筋書』を中心に—

古文書學習会「山なみ」

上田市立上田図書館

幕末藩主暗殺疑獄

—『上田縞絲之筋書』を中心に—

刊行のことば

平成十三年度から隔年で開催している上田図書館所蔵の貴重資料紹介展も五回を重ね、今回は十一月十日から二十一日まで「幕末の上田藩主暗殺疑獄」と題して開催する運びとなりました。

上田藩士河内誠一が幕末期上田藩の家老の抗争を書き残したものを、飯島花月が調査、書き写した『上田縞絲之筋書』(花月文庫)の解説を中心に、花月文庫などから選んだ資料の展示と図録を刊行いたします。

当館は貴重資料として「花月（かげつ）文庫」・「藤廬（とうろ）文庫」・「花春（かしゅん）文庫」・「嬉笑（きしょう）文庫」などの特殊コレクションを数多く所蔵しています。

毎回展示に合わせて沢山の資料に基づいた図録を刊行しており、これまでにも「百合ささめごとの世界」では「大塔（おおとう）物語」を、『信州上田豆本の世界』では、「一ト口はなし」(花月文庫)他を、「殿様の図書館」としては花春文庫の中から「椿説弓張月」他十四冊を、また『天保飢饉の上田』では「天保饉愁（きんしゅう）」(花月文庫)、「救荒鄙諭（ひゆ）」(藤廬文庫)などを取り上げてきました。これらはいずれも古文書学集会「山なみ」(会長 宮島かつ子氏)に全面的な御協力をいただき刊行しています。

「山なみ」の会は昭和六一年に発足し、社会教育大学講師（元上田市誌編さん委員）を勤められている郷土の歴史研究家尾崎行也氏が当初から専任講師を勤めて指導に当たられました。現在二十五人が、毎月例会を当館で開催しながら、当館が所蔵している貴重資料の古文書を中心に解説し、その成果について会報「古文書だより」を毎月発行しながら市民に提供するというユニークな活動を主旨に続けています。

当館では多くの貴重資料を蔵書として保管していますが、図書館職員だけではなかなかそれらの内容にまで立ち入る余裕がありません。同会の活動により、これらの古文書の内容を知ることができ、広く市民の皆様が地域の歴史や文化に触れられるとともに、関心を持たれるきっかけ作りに一役買われており、日ごろの御苦労にお礼と感謝を申し上げます。

平成二十一年十一月一日

上田市立上田図書館長　坪　田　秀　彦

目 次

刊行のことば	坪田秀彦	1
江戸後期上田藩内紛争	尾崎行也	3
『上田縞絲之筋書』		
抄出 緒言・本文序文・第一回		
あらすじ		
高瀬半九郎建言書		
犬飼情兵衛自害		
河内含三出奔		
稻荷山事件		
農村復興		
主要登場人物「履歴」		
幕末期上田藩家老年表		
松平家系譜並びに上田藩松平氏の職制		
幕末期上田藩に関連ある本の紹介		
『上田藩松平家物語』		
『上田近代史』		
『あらしの江戸城』		
『長崎航海日記』		
『清水流規矩術外伝』		
上田藩松平期略年表（幕末期を中心）		
「山なみ」会員名簿		

凡 例

一、本書は、平成二十一年度上田図書館貴重資料紹介展
「幕末藩主暗殺疑獄」（期間十一月十日～二十二日）

に併せて作成した。

一、漢字は原則として当用漢字を使い、読みにくい漢字にはルビを付けた。

一、旧かな使いは、新かな使いに、助詞のカタカナは平仮名に直した。

一、便宜上、句読点「、」並列点「・」を付けた。

一、「解説」と明記した個所を除き、漢文標記は読み下し文にした。

一、内容については史実と異なる箇所もあるが、あえて指摘せず『上田縞絲之筋書』の記載に添つた。

50 49 47 46 46 45 43 42 41 34 32 30 27 26 24 15 11

江戸後期上田藩内紛争

尾崎行也

はじめに

江戸時代、幕府にあつて政争と改革が繰り返えされたことはよく知られているが、それは諸藩においても同様であった。ここでは信濃国

小県郡にあつた上田藩（藤井松平氏忠晴系、五万三千石、宝永三年～明治四年）について、幕末期の政争を中心みてゆくこととする。⁽¹⁾

上田藩内の政争については、早くは『信濃国小県郡年表』⁽²⁾のなかに散見され、また『上田藩松平家物語』⁽³⁾や『上田近代史』⁽⁴⁾などで多少は触れられている。しかし昭和戦中・戦後期までは、一般的に支配層の政治の内面に触ることは忌避される傾向が強く、『小県郡史』・『上田市史』・『上田小県誌』などではこれらについて本格的な解説はされなかつた、といえよう⁽⁵⁾。それらが解説されるようになるのは戦後しばらく経つてからであり、筆者がこれまでに報告したのも昭和四九年（一九七四）以降のものである⁽⁶⁾。

一 松平忠周襲封期

宝永三年（一七〇六）上田藩主となつた松平忠周^{（ただちか）}（五万八千石、内五千石はのち分知）は、同家初代忠晴・二代忠昭のあとを継ぎ第三代に相当するが、二代忠昭の異母弟にあたる。二代忠昭の襲封時に、忠昭・忠周兄

弟のいづれを忠晴の後継者にするかについては藩内にも両論があつた、とされている。また忠昭の後継者についても、忠周への譲渡が約束されていながら、忠昭の子を推挙するものもあり、殊に忠昭の正室栄昌院は、藤井松平氏の本家松平忠国から輿入れしており、その子（実子疑問説あり）を後継者に推していたという。このため藩内は両派に分れて紛争は続き、最終的に忠周の襲封で決着するが、反忠周派の栄昌院や家老は幽閉された、といわれている⁽⁷⁾。

二 松平図書一件

上田藩主は松平忠周のあと、四代忠愛・五代忠順・六代忠済と実子の相続が続く。忠済にも忠英^{（ただづね）}と忠和^{（ただやす）}の二子があり、忠英は文化二年（一八〇五）従五位左衛門佐^{（さえもんのすけ）}に叙任されて、藩主繼嗣は確定したかにみえた。ところが虚弱な忠英は文化七年四月に上田で没し、弟忠和が幼少かつ藩主忠済が高齢になつていたこともあり、にわかに後嗣問題が浮上した。このとき緊急次善の策として提示されたのは、上田藩の分知で塙崎知行所松平忠徳の弟栄次郎（左近、後に七代忠学^{（ただよし）}）を養子に迎え、忠和の成人後には家督を譲る、というものであつた。これは早急に実行に移され、忠英が没した翌月の五月、松平図書が忠学承嗣係に任命される。

松平図書は、その姓が示す通り藩主松平家の分家であり、文化五年閏六月家老並となり、同七年正月には家老に就任していた。

文政期（一八一八～二五）の上田藩は相変らず藩財政の赤字に悩まされていたが、その対策として立てられた無尽の取扱いをめぐつて、文政九年

には松平図書・久松主馬・藤井三郎左衛門の三家老が差控となり、さらに図書と主馬は家老を罷免されて家老末席に貶されている。この時期に昇格してきたのが岡部九郎兵衛（前名甚平）で、文政一〇年正月家老格となり月番受取を命じられた。またその子志津馬（後に九郎兵衛襲名）も同年用人格になつていて、こうしたなかで、文政一一年正月に次期藩主を約束されていた忠和も病没し、続いて同年七月には前藩主忠済も死去したため、藩主繼嗣については新たな対応が必要となつた。同年一一月、図書と主馬は家老帰役となり、三郎左衛門と九郎兵衛を加えた四重職がこの事態に対処することになる。

文政一二年九月一二日、図書は「御養子御用掛」に任命されるが、

その直後の九月二四日付で当藩主忠学は幕府老中に宛て賛養子願を提出する。それによると、養子忠和が病死し、自分の妾腹の子左膳（前名栄之助）も近年病身になつたので、酒井雅樂頭（忠実）次男玉助（後に八代忠優）一八歳を賛養子にしたいとある。さらに同月二八日に図書は知行を千俵から千石に直された上で、玉助付を命じられ、同時にその婚姻から御目見を担当することになり、一〇月二四日には「御勝手惣」も命じられて藩財政全般を取り仕切ることとなつた。同年一月、玉助は忠優と改名し、従五位下左衛門佐に叙任されると、翌一三年（天保元年）四月二〇日には、忠学致仕のあとを継ぎ上田藩主となつた。

忠優の藩主就任に中心的役割を果したと考えられる家老松平図書は、天保七年（一八三六）一一月突然「御家老職御加判之列・御勝手惣・御内御用懸・大殿様（前藩主忠学）御附兼帶」の一切を罷免され、翌年三月二四日には「松平之御称号井格禄御取上・囲入永蟄居」を申渡さ

れて、完全に失脚した。この理由については、図書の乱行とその責任を前藩主忠学に転嫁しようとしていたことが指摘されているが、これに関しては忠学の実兄で塙崎知行所松平忠徳から密書で告発された。

忠優襲封後のこの時期、上田藩の財政赤字が急増して四万三千両余に達していたことや、諸国大飢饉と重なつていたことは、図書の浪費告発に一層力を与えたものと考えられる。

図書は囲入からの逃亡を試みたが果せず、幽閉されたまま天保一二年一二月に死亡したという^⑧。

三 藤井右膳の藩政改革

天保期（一八三〇～四三）の上田藩では、藩主忠優による産物改所設置（天保四年）、「検見番附帳」の作成と領内惣検地（同三年）、藩借財取片付（同一年・一五年）などが実施されている^⑨。しかし前述のように飢饉の影響があり、さらに藩主忠優の幕政参画志向が強く、藩政の刷新は容易にすすめられなかつた。

忠優は、天保五年幕府奏者番、同九年寺社奉行加役となり、天保一四年一旦両役罷免となるが、弘化元年（一八四四）に両役再任、翌二年は大坂城代となり、嘉永元年（一八四八）には念願の老中に任命され、幕末期中央政界で活躍する^⑩。

そうした藩主の動きのなかで、赤字財政に苦しむ藩政の改革に取組んだのは、国元家老藤井右膳であつた。上田藩の藤井姓は、藩主が藤井松平氏であることからも推察できるように、藩主の分家で家臣とな

つたものに与えられる姓である。藤井右膳は、上田藩士大井求馬の三男で、前出の藤井三郎左衛門の養嗣子となり、文政七年には一〇人扶持・用人格・用人見習となつて、藩政に参与することになる。天保七年一月中老・御用部屋詰・家老見習にすすみ、同年一二月には家老並となつた。弘化二年の藩主大坂城代赴任で大坂先用詰を命じられ、続いて定坂、すなわち大坂詰となつてゐる。藩主の老中就任で右膳は国元へ戻り、嘉永二年二月家老職となり、このときから藩政との本格的な取組みが始つた、と考えられる。右膳の藩政改革の重点は、人材登用・軍事改革・領内農村興復であつた。

人材登用は、従来の家格にとらわれた役職任命を改め、適材適所とするものである。具体的には、藩校明倫堂の惣司加藤彦五郎を郡奉行に、藩校の学監代を勤めたのち目付役となつていた高瀬半九郎を郡奉行に任命した。さらに藩校出身の句読師上野健蔵（尚志）・山口平太郎、教授手伝増田伝助らや、取立初代で勘定方の河内含三、足輕から昇格して会所調役となつていた犬飼清兵衛といつた、藩内の中・下士層から改革担当者を起用した。

これらの人々は、藩校明倫堂関係者が多かつたといえる。藩校は前藩主忠学期の文化一〇年に開学し、藩内の人材養成を目標とし、成績優秀なものは句読師として起用され後輩の指導に当つた。藩校そのものが藩内の新設機構であり、それに伴う新設諸役職には、旧来の家格重視の人事をある程度無視することができたということもあろう。また句読師としての任用は成績本位で、ここでも家格を超越できる利点はあつた。右膳の改革人事が藩校関係者に傾斜したのは、ある程度の必然性があつたといえよう。

もう一つ上げられるのは、藩内の中・下級職として、既に一定の役割を果たしてきていた実務官僚ともいるべき人々で、これらは例えば新規召抱であつたり、足軽から士分に取立られた人材であつた。

右膳が領内農村興復をしたのは、当時領内では難村が続出し年貢未進（未納）が増大していたこと、および散田（不耕作地）が増加し村内百姓の負担を過重にしていたことである。これへの対策は、従来急場の処置として救米あるいは無尽を実施していたが、難村取直仕法を根本から検討・立案するため起用されたのが、河内含三や犬飼清兵衛らであつた。河内は田中・洗馬両組支配の代官に任命され、犬飼は会所調役として塩田組難村取直を命じられている。また上野健蔵も塩尻・国分寺組代官として起用された。これら地方担当官の上司が郡奉行高瀬半九郎であつた、ということである。

軍事に関しては、嘉永三年（一八五〇）にみられる西洋流調練が注目される。この年の原町問屋日記には、家中（藩士）の西洋流による鉄砲揃稽古があつたとする記録がみられ、事実この年七月には古松安之助らが西洋流調練稽古に出精したとして賞詞を受けている。さらにこの年三月三日上野健蔵が「硝石用掛」を命じられ、八月には田中組本海野村に硝石製造小屋が建てられている。硝石（硝酸カリウム）は黒色火薬（硝石・硫黄・木炭末）の主成分であり、砲術調練にも欠かせないものであつた。もう一つ見逃せないのは、硝石製造担当が、その後代官に就任する上野であつたことである。すなわち人材登用の一環なのであろうが、特定の人物に諸役が集中する傾向がうかがえる。

上田藩の軍制改革は、嘉永六年六月のペリー率いる米艦の浦賀沖侵入に対応して本格化する。既にこの年三月、上田城郭南接の諏訪部河

原でホーリスル・モルチール（蘭語のモルテール・臼砲）・野戦筒の計三挺による試射が行われているが、一二月には常田村の半田八郎右衛門に六貫目（約二、五kg）玉大砲四門の製造を命じている。翌七年（安政元年）上田城内西寄りの小泉曲輪に調練場を設け、また城下に近い領内塩尻組の村村から壯丁を徵集し諏訪部河原で小銃教練を実施したという。後者は農兵の採用であるが、これは二年ばかりで廃止になつたとされている⁽¹⁾。

四 藤井右膳の失脚

右膳による軍制改革のうちには、従来の上田藩軍制（物頭のもとに鉄炮・弓・長柄の足軽組を置く）とは別に戦士と銃隊の一組を設けたこと

が上げられる。戦士組は藩内諸士すなわち士分をもつて編成し、銃隊組は足軽を中心、一部前記農兵を含んで編成されていたことが考えられる。右膳は戦士の足並調練などの指揮を敬遠し、松平靱負と岡部志津馬に任せたが、靱負・志津馬兩人は砲術不慣れから四芸（武芸四門、弓・鉄砲・兵法・馬術）のうち鎗・剣や鍛練に重点を置いたという。因みに松平靱負（後、隼人）は図書の子、岡部志津馬は九郎兵衛の子である。このため軍事改革の中心に据えた西洋流調練に応じたのは、銃隊だけになつてしまふ。すなわち戦士は、藩内上・中士層を中心にして従来の藩体制維持派を代表することになり、一方銃隊は、藩内下士・足軽層を中心、西洋流をも取入れた改革派の指導下の存在であることを示すことになつていった、といえる。

安政二年五月、高瀬半九郎は建言書を提出し、改めて藩政改革の必

要性を述べ、右膳が示した改革内容を繰返したが、同年七月に郡奉行を罷免され、八月には加藤彦五郎も兼帶役の郡奉行を解かれた。河内含三が代官職を罷免されたのは同年一月三日で、理由は「役前不正」とあり、合せて逼塞を命じられ、処罰は五〇日に及んだ。この間に起つたのが目付喜多島右学宅への投訴事件で、同年一二月二〇日のことであつた。この投訴状では一ヵ条の告発がなされ、その中心は家老岡部九郎兵衛と側用人大平多喜治であつたが、全体では一八人の氏名が上げられた。ただ投訴者の特定はすすまなかつた。この投訴があつた直後の一二月二三日、家老松平靱負・同岡部志津馬連名の書簡が江戸家老岡部九郎兵衛に宛てて出されている。そのなかで藤井右膳の不正を伝え、具体的には犬飼清兵衛・野原敬助・安原太郎の名前が上げられた。

翌安政三年になつてからは、藩の定期人事が発表される一月一一日に上野健蔵も代官を罷免され、「軍学専世話」⁽²⁾という閑職に転役された。また同月晦日付で目付連印の書付が提出され、そのなかで藩の重職が二派に分れ、藩内全体にもその傾向がみられ、操練稽古もできない状態にあることが報告された。その目付の間でも岡部九郎兵衛派と藤井右膳派の一派分裂の様相がみられ、互いに批判対象の重職やその同調者の身辺を探索して報告し合つた。目付の分裂によりその活動が期待できなくなつた岡部志津馬は、それとは別途に内密に探索人約二〇人を選び、藤井派諸士の行動を看視・追求する体勢を固めた。

右膳に最も大きな衝撃を与えたのは、木村平馬の「右膳身前言上書」であつたと考えられる。平馬は、前藩主忠学の庶子左膳（後、松平壮三郎）を父とし、家老家筋木村勘解由家に養嗣子として入籍し、混乱

する藩政のなかで期待の人物と目されていた。従つてその去就は藩内で注目されており、当初は藩政改革をすすめる右膳に同調する傾向がみられた。ところが安政三年五月三日付で右膳の立場を示した。

右膳は自派の立直しが困難であると判断したのであろう、同年七月に至つて病氣を理由に家老職および勝手惣メを辞任した。同時期に勝手惣メとなつたのは家老松平鞍負であり、木村平馬と師岡加兵衛が家老並となつてゐる。このあと同年八月に犬飼清兵衛が自刃すると、九月には右膳が隠居届を提出した。

木村平馬について触れておくなら、志津馬と鞍負から一旦は「返忠」として評価されたが、やがて「虚説表裏」の人物として警戒され、安政四年二月には「御政事向致批判」、品々謀言を以、人心を惑し」たことを理由に、格禄を取上げられ蟄居を命じられて失脚した。

投訴一件については、右膳の引退後追求は一層強化され、安政四年四月、自白を意味する河内含三の出奔となつた。含三の逃亡も岡部派の執拗な追求で終止符を打たれ、安政五年三月奈良で逮捕されると、五月には上田の揚屋入りとなつた。安政六年四月二八日、含三に対する申渡が行われ永牢舎となり、悴誠一も永暇と早々引払および武家奉公御構(不許可)を命じられた。この日右膳と同派の人々に対する処罰も発表されて、いずれも藩政からは排除された¹²⁾。

上野 健蔵 蟄居 上野鉄太郎 閉戸
掛山政右衛門 閉門・二〇石取上

五 岡部九郎兵衛の失脚

藩主忠優は幕府の老中として活躍していたが、これも政争に巻き込まれ、安政二年八月には一旦老中を罷免される。藩内では藤井右膳の改革が行詰り状態になつてゐた時期である。右膳引退後の大きな動きとしては、安政四年四月の産物会所設置と、安政五年八月の藩借財取調方および整理方の設置が上げられる。藩政をめぐる紛争は、積年の藩財政問題を深刻化させるばかりで、その解決が急務になつてゐたことを示す。それらが解決の端緒を求めるようとしているなかで、藩主忠優は安政四年九月老中に再任され、名を忠固と改めたが、翌五年六月老中を再び罷免され、安政六年九月には歳四八で没した。そのあとは子の璋之助が継ぎ、九代忠礼となつた。

文久期(二六二、二六三)の上田藩が取組まなければならなかつたのは、政争のなかで停滞した従来からの課題であつた。軍事面では改めて西洋流砲術世話役や銃隊世話役を任命して刷新の方向を示したが、氣鋭の藩士赤松小三郎をその中心に据えることはなかつた。農村問題でも難村手段用掛が改めて設置されたが、提案されたのは救済米の支給と無尽講発起による永続金(難村対策基金)の積立てで、後者は一三年後に無尽終会になるという悠長なものであつた¹³⁾。

新藩主忠礼は慶応元年(二六五)の第二次長州戦争で将軍の左右備を命じられ、藩兵とともに大坂に駐留し、その滞在は翌二年一〇月にまで

高瀬半九郎

蟄居

加藤彦吾郎

蟄居

藤井 右膳

蟄居

藤井 直記

差控
逼塞

高瀬勝之助

逼塞

高瀬任重郎
追込

及んだ⁽¹⁴⁾。

第二次長州戦争から江戸へ戻った忠礼は、慶応二年一二月襲封後始めて領国上田へ入り、領内巡視を実施する。その一環として慶応三年六月上田領の飛地川中島へも足を延ばし、善光寺西街道稻荷山宿の問屋松木右衛門司宅（但、当時の問屋役は弟盛三郎）を訪れたが、突然川中島巡視を中止して上田へ引返した。この直後に、松木兄弟（右衛門司・盛三郎および川中島組割番・稻荷山庄村屋田中寿平）とその従弟にあたる領内浦野宿問屋渡辺助九郎を逮捕して入牢を命じた。理由は「不容易儀」とあるだけで具体的な内容は明らかにされないまま吟味はすすめられ、七月一七日には田中寿平から仮の口書（庶民の裁判終結時に作成した書類、白状した内容などを記す）を提出させている⁽¹⁵⁾。

この時期の藩内では家老岡部九郎兵衛（前名志津馬）と家老師岡主鈴らとの対立が表面化しており、慶応三年四月には岡部九郎兵衛は慎（謹慎）を命じられたが、その理由は「（藩主の）思召被為在候に付」と記されているだけである⁽¹⁶⁾。ところが同年五月には師岡主鈴のほか家老久松新五右衛門・同藤井求馬之助らが慎を命じられたが、ここでも理由については「（藩主の）思召被為在候に付」と記されているにすぎない。この間の動向として注目されるのは、江戸藩邸に在った家老格大島平太夫が同年五月急遽上田表への立帰を命じられたことである。すなわち、対立する両者に一旦謹慎を命じ、それぞれの主張を聴取したことが考えられる。同年六月には、師岡らに謹慎御免（赦免）が伝えられたのに対し、岡部には家老職加判之列（藩主の意をうけて書類に署判する列席）の罷免と急度慎が命じられた。続いて七月一八日には次のような処置がとられた。

一今朝五時前御用之儀有之候ニ付、月番兩人平太夫殿御宅江罷出候様、御同人^{より}被^仰越^一、即刻小遣召連罷越候処、御物頭月番兩人罷越、一列^ニ而左之通申渡候様、御書附太田十郎右衛門江被^レ成^ニ御渡^一候、岡部九郎兵衛殿

其元儀、従^ニ御先代重御役儀被^仰付置^一候得^者（藩主忠礼）御若年之御時節、別^ニ而誠忠を尽し、厚御補佐可^レ申処無^ニ其儀^一、独^ニ威を為^ニ可^レ擅^一種々之巧を以^ニ奉^レ蠱惑^ニ君心^一、御家中内^井御領分下賤之者迄密々相語ら^ヘ、御骨肉之御間柄御不和合之基を醸し、重御役人をも無実之大罪^ニ陥れ候手段不^ニ容易^ニ姦計、惣^ニ御若年を奉侮、忠孝之大義失ひ、御代々之御厚恩を忘却いたし、御家之廢滅^ニ不^レ顧始末、重々不届至極^ニ候、依^レ之屹度御糺之上可^レ被^レ処^ニ嚴科^一処、代々重御役儀被^仰付置^一候家筋、先代々勤功を被^レ思召^一、出格之以^ニ御慈悲^一格祿御取上^一・囲入^一・永蟄居被^仰付^一候、右御物頭太田十郎右衛門・鈴木左太右衛門・御目付月番兩人、九郎兵衛宅江罷越、左太右衛門申渡、

これによれば、岡部への処分は大島平太夫を中心審議されていたことがうかがえる。処分の伝達は、物頭太田十郎右衛門らにより岡部の自宅で行われた。岡部の非分として上げられたことは、①独り権威を縦にすべく君心（藩主の心）を蠱惑したこと、②骨肉の間柄（この場合は藩主兄弟の関係）を不和合にする基を作り出したこと、③姦計をもつて重き役人（家老・用人）を無実の大罪に陥れたこと、以上三点で、これを理由に格式、俸禄を取り上げ、囲^{カニ}入れと永蟄居を命じた。

これらの罪状についてはこれまでも解説が試みられてきたが⁽¹⁷⁾、岡部家文書の調査・検討がすすめられて次第に明らかになつてきていい

る⁽¹⁸⁾。ここではそのうち公表された一一点の文書についてみていく。

前記文書は、そのうちの一点に慶応三年とあり、その他は年号記入はみられないが、内容からみて全て同年のものと考えられる。月別では、二月分四点、四月分四点、五月分一点、五月分と考えられるもの一点、七月分一点となる。このうち出所が岡部九郎兵衛となっているものは、二月分で三点、四月分が四点である。ただしいずれも写である。

二月分の三点についてみると、藩士山口平太郎らの人事について師岡・久松の提案がいずれも藩主によつて不採用となつたことが論点で、師岡・久松は藩主の思召^(おぼしめし)に不審を招き、趣意を尋ねたいと主張したのに対し、岡部は「おだやかなざる様」に存ずるとして反対している。これは藩士の人事について、岡部が藩主に働きかけているといふ疑惑を持つてのことであろう。これが、前記岡部非分の①に通じたものといえよう。

四月分の四点は、岡部への慎申渡しがなされた直後に書かれたものである。例えば四月一二日付で波多三郎太夫及び彦坂三郎兵衛の兩人に宛てた岡部の書状は、次のように書き始められている。

拙者儀被為在思召候^{二付}、追^而御沙汰有之候迄、慎罷在候様、去ル

(四月)十一日久松新五左衛門^(より)達し有之、思召之儀ハ難計候得共、
蒙御不審候程之所業覺悟無御座候得共、公命難默止、恐入候旨及御
請罷在候、(下略)

これらの書状のなかで岡部が問題にしたことの一つは、かつて藤井右膳に協力し、隠居を命じられていた高瀬・加藤・上野が蟄居御免の上文武学校の寄宿舎・鐘美館勤務を命じられると、師岡・久松がこれ

に接近し、日付のうちにもこれに同調するものが表われ、公私混同の言動があるということである。また岡部の素業に対する批判を取り上げ、不行跡ならば師岡や山本市左衛門らにもみられると反論している。

また四月一九日付の大島平太夫・山本市左衛門宛岡部九郎兵衛書状では、領内の金剛寺・長島両村の境界紛争を廻る不正問題について、両派が互いに相手を誹謗している様子がうかがえる。さらにこの書状のなかで注目されるのは、岡部が藩主の子鏗三郎を養子にし、君公を廃して、その弟^義協之丞を当主に立てる姦謀を企んでいるという流言を取り上げて強く否定していることである。すなわち当時藩内に当藩主忠札に代えてその弟(一般的には、鉄二郎、後の忠厚)を藩主に擁立しようとする動きがあるとする流言があつたのは事実である。これが岡部非分の②に結び付けられた、とみられる。

岡部は永蟄居を申渡された席で大小の引渡しを求められ、新参町裏の片岡彦輔跡長屋に設けられた仮囲に移され、昼二人・夜四人の囲勤番が付けられた。またその屋敷は家作とともに取上げ、家財は封印、家族は親類引取りの上慎となつた。明治四年(二七)七月二〇日、囲入・永蟄居のまま病死、葬式を出すことも禁じられた。廢藩置県のわずか六日後のことである。

まとめに代えて

幕末の上田藩は、幕府・諸藩と同じく内外の諸問題に対処すべき重大な時期を迎えていたが、藩の重臣間での政策をめぐる対立が、日付や探索方まで巻込んだ相手方の失脚を画策する陰湿で狭隘な派閥抗争

となり、結果的には多くの人材を失脚させ、藩政改革や領内振興の成果を上げることもできなければ、時代の変革に積極的参加もできないまま、戊辰戦争から^{みどり}〔年〕（明治二年）騒動へと呑み込まれていった。

そうした歴史の事が解明されていくことは、地域を深く理解していく上で不可欠なことと考える。歴史は事実の確認、あるいは解明に始まる。民主主義の現代にあっては、政治は勿論いかなる分野においても、全ての事実は人々の前に提示される。しかしそれ以前の時代においては、民衆を愚昧視したり、身分差を理由に、政治・経済など諸分野で「知らしむべからず」を基調する通念が社会を支配していた。こうした民衆無視の体制下にあって、一部支配層を中心にするめられた政治・経済などは、どれほど高邁かつ高潔なものであったというのであろうか。そうではなくて、政治権力の独占が、政治に関わるものを深く腐敗させるという現実を、再認識させてくれるものなのである。

五六・五八年）。

⑤「安政期上田藩の財政問題」（『長野経済研究』二ノ一、昭和四五年）。

⑥「犬飼清兵衛考——上田藩足軽の実態をめぐって——」（『千曲』33号、昭和五七年）。

⑦「上田藩郷手代田中勘兵衛覚書」（『千曲』45号、昭和六〇年）。

⑧「定水院殿覚書」（『そめやおか』、昭和四八年）。

⑨「文久期における上田藩」（『信濃』三五ノ一二、三六ノ五、昭和五八・五九年）。

⑩「問屋松木家と幕末期稻荷山宿」（『千曲』1・2・3号、昭和四九年）。

⑪「稻荷山宿問屋松木家と幕末紛争」（『千曲』9・10号、昭和五一年）。

⑫「（上田）領主と支配」（上田市誌歴史編7『城下町上田』、平成一四年）。

註6の①。なおこの件については、小宮山千佐「上田藩主松平家の妻妾」（『信濃』五九ノ一〇・一一、平成一九年）が与えられた。

註6の②および⑧。

註6の③および④。

註6の④および⑥。

註6の④および⑦。

註6の④および⑥。

註6の④および⑦。

註6の⑨および⑫。

拙稿「第一次長州征伐における上田藩兵と実態」（『千曲』37号、昭和五八年）。

註6の⑩および⑪。

（上田藩士）「明細」、上田市立博物館所蔵。以下も同史料による。

上田市立博物館所蔵。寺島隆史氏の平成二〇年度上田市立博物館古文書講座（第一回～第四回）。今回、同講座資料をお分けいただいて引用した。

- 1 拙稿「上田藩（松平氏）の家臣団編成」（『信濃』一二四ノ一一及一二）。
- 2 上野尚志、明治一七年。昭和二四年刊。昭和五四年復刻。
- 3 松野喜太郎、（『松平家累代の話』、昭和一〇・一六年）、昭和五七年刊。
- 4 上田市史編さん委員会編、昭和四五年刊。
- 5 「小県郡史」（本篇）、小県郡役所編、大正一一年刊。
- 6 「上田市史」、藤沢直枝、昭和一五年刊。
- 7 「上田小県誌」第二巻・歴史編下、上田小県誌刊行会編、昭和三五年刊。
- 8 「上田市史」、藤沢直枝、昭和一五年刊。
- 9 「上田藩の天保末年改革」（『千曲』20号）。
- 10 「松平忠周の上田入封」（『千曲』30号、昭和五六年）。
- 11 「上田藩の天保末年改革」（『千曲』30号、昭和五六年）。
- 12 「開港期前後の上田藩」（『信濃』三三ノ八、三四ノ一〇、三五ノ二、昭和五五年）。



（表紙）
（解説）

「上田縞絲之筋書 全」

（中表紙）

「注意」

書中の記事、著者河内父子と反対に立てる藩士及領民を非議したるもの多く、其事往々にして現代藩士領民の父祖を傷け、其家の瑕瑾となるべきもの少からず、それも事実ならば是非なしと雖も、或は誣言虚説をも交へたらんと思はること多ければ、この書中の記事を抄写し又は他人へ談話するに方りては大に其心を以てせざる可らず、依て姑らく門外不出の書として窃かに家蔵となし置くべきものなり

大正二年一月 飯島雪堂 識

上田縞絲の筋書

上田藩岡部・藤井両党争闘の顛末の記録也

（解説）

中表紙には、中央に本の題名が大きく書いてあり、左側にその内容が岡部・藤井の争闘の記録である、と断り、さらに右側に注意書きが加筆されている。書いた当時はまだ当事者が存命であつたり、その子息の代であつたりするので、一方の立場で書かれたこの本によつて家の瑕になつてはいけないので、しばらくの間門外不出にしておくべき本である、とこの本にたいする取り扱いを記している。

上田縞絲の筋書謄本緒言

（解説）

上田縞絲の筋書謄本緒言

大正二年二月二十日飯島雪堂この書を抄写してのち、左に数言を記す。

此書は嘉永より明治の初年に涉りて、上田藩中の岡部・藤井両家老及び両人に隸属して党派をわかつ相闘争せし藩士間の葛藤の顛末を叙述するものなれども、其内殊に河内（含三貞衡・同衡平定基（又誠一後名村松伊助）・犬飼情兵衛時衡三氏の経歴を述ぶること最も詳密にして、殆ど三氏の外伝ともいふべきものなり。

此書の著者は、河内定基にして、予は定基自筆の原本によりて謄写せるなり、されど此原本実は稿本のまゝにて、筆跡判明を欠き且文章を殊更に小説めかしく修飾してしかも修辞宜しきを得ず自他を混淆し前後を錯乱して、事實を知るに不便なるものあり、翁の老後に殆んど思ひ出すまにまに書綴り行きたるもの、如く、序に明治元年とあれども尚数年後の事迄も巻尾に見えたり、されば謄写するに方りて冗長に涉るの贅文は之を切り捨て、事實を知る丈けの便りあるもの、みを謄写せり、其自他前後を混じたる部分の如きは、文章を切縮むる時は一層解し難きものとなるべきを以て、かゝる処は原文を存せり、又省文の必要上多少文の接続等に予が筆もて補綴訂正を加えたる部分もあると知るべし、著者に対するの罪大なるは、予の素より甘受する所なり、

一書中の事実、大体は拠らあるものなるべきも、岡部の党を貶し藤井の党を褒揚するがため、妄に憶測を加え、故意に罵詈又は賞賛したりと思わる、ふし多し、一トあたりの事実は世間多く有りふれたる

一書中の事実、大体は拠らあるものなるべきも、岡部の党を貶し藤井の党を褒揚するがため、妄に憶測を加え、故意に罵詈又は賞賛したりと思わる、ふし多し、一トあたりの事実は世間多く有りふれたる

御家騒動の類の如く見ゆれど、畢竟するに両党權勢争奪の紛議たるに過ぎずして、しかも藤井党の河内が自^己及び父の冤をすゝがんが為め、敵党の首領たる岡部を極力^{かんじや}姦邪の悪徒として貶斥したるものなれば、文章公平を欠き從て事實を曲庇し若しくは誇張したる点必ず多かるべし、即ち全篇を尽く事實と見るべからざると共に、大体は事實により往々^{こうだん}巷談街説及び誇張の虚説も加わり居るものと見るべき、

一篇末君公廢立の巷説に関して本書の記述殊に自他を錯交して判明な
ただい

争事中事件大体は圓信多々を主のものとす。人をもとめ難助を原すより
あれどもやうやく者歸す事無くして勝手を一筆して事件以久の史籍として其手
の筆を下さる事無し。

一章の後に傷寒の病の治疗法を併せて記す。本篇の傷寒の治疗法は、寒温同用を主とする。概く

○松平忠俊 又忠國 伊萬吉實ハ通事雅永也

空

女子成婚 宜歸井內卦 介女
易上同名妙喜

大英二子出生
行朝欽主布奠。一空

女子章姬
大德元年生

萬葉集 伊賀守、毒とし 丙午二月六日 予大加加伊三ノ里 三千石 加賀ええ

卷之三

卷之二

印
飲之酒

留齋三部

易學之正義

忠正
孙惠

三
忠

御家騒動の類の如く見ゆれど、畢竟するに両党権勢争奪の紛議たるに過ぎずして、しかも藤井党の河内が自己及び父の冤をすゝがんが為め、敵党の首領たる岡部を極力姦邪の悪徒として貶斥したるものなれば、文章公平を欠き從て事實を曲庇し若しくは誇張したる点必ず多かるべし、即ち全篇を尽く事實と見るべからざると共に、大体は事實により往々巷談街説及び誇張の虚説も加わり居るものと見るべき、

一篇末君公廢立の巷説に関して本書の記述殊に自他を錯交して判明ならず、當時此事に關せる古老に之を質すも諱む処多ければにや、事實を語るものなし、今其詳かなる顛末を知り得難きを憾みとす、

一河内父子が流離困頓中の日記及び定基の晩年の手記一冊子が蔵に帰せり、之を閲するに此書の資料とも見るべきものにして、蝇頭の細字もて学卒の筆記なれば、文字明晰を欠き読がたき所々多けれども、文章簡明にして却て要を得たるものあり、依て右の手記中より顛末を抄記し之れに御徒士目付日記及び古老より伝聞したる所を記して此書の冒頭に掲げたり、目付日記は職務上の日記にして、全然事實たる事勿論なれども、公然の事柄のみを記して裏面の事情を尽さず、又手記及故老の伝説には偏頗の点多かるべきに付、見る人其心すべし、此予の抄記と本書の毎回の記事とを照し見ば、思ひ半ばに過ぐるもの多かるべ

一本書中、本件の大体に關係なき些末の事柄又は人名など殆んど鶏肋に属するもの多けれども、これらは省略することなくして謄写せり、
蓋し本件以外の史料として若干の要あるべきを思ひてなり、

一参照の便に供せんが為め諸書留に依りて、松平忠優以下の略系図を

左に掲ぐ、
(系図略す。本書四四ページ参照)

上田鶴系の鶴書序

上田稿糸の筋書序
（解説）

「上略」爰に此稗史上田縞、其糸目なる筋を書、黑白濃淡を筆に染め、織りなす一巻、尺幅改め善を勧め惡を懲す、実地文言正札付、岡染懸色不仕と謹で曰すこと如此、

明治元年正月八日初市売出し

容訴樓津盛行武
ようそろうつもりのゆきたけ
主人

この書、輓近の事と雖も集輯之際既に其書に乏しく、また口にいふ處
彼は党派の余燼により混乱少からず、又年代之前後あれどもかくあら
ざれば意味の通せざるあればなり、こまゝ余贅の事あるも原因のあ
るを説きて其結果を示すが為めなり、其極勸懲を旨とすると云、編者
又云、

(頭注)

「茂経考」明治元年正月は尚慶応四年にて、年号改まらず時也、此序
当時の筆になること知るべし

第一回

「上略」抑も此事は、上田より但州出石に交替の仙石家騒動に髣髴た
り、爰に出石より上田に移れる松平家の由緒を尋るに、清和源氏参州
松平親氏の五世長親の五男利長藤井に居るを以て藤井彦四郎と称ふ、
七松平の一なり、其子勘四郎信一は名だたる勇士にて、刈屋の城の戦
に功を顯わして、皆朱の鎗を持ことは日本に三人と称せらる（此の戦
に黒塗の柄、血に染みて朱の柄の如くなれるによると、此外に土井大
炊頭、長坂血鑓九郎と共に三家なり）織田の加勢の命を受けて箕作の
城責に一番乗りし、信長之を感じて一字を与え、且いわく其許の膽に
は毛の生いたりと、是は武道に老功なりと称美したる也、（下略）

『上田縞絲之筋書 全』 あらすじ

あらすじ

編者 飯島雪堂（本名 保作） 花月文庫郷土史料（四七）

編者飯島保作は、上田商工会議所会頭、第十九銀行の頭取などを歴任した実業家であった。一方で保作は生涯をかけて貴重な古書を収集し、その蔵書は後に上田図書館に寄贈され「花月文庫」として保管されている。

「花月」というペンネームを持つ保作は、小説や隨筆のほか論評を書き、和歌・狂歌・川柳に多くの作品を残した文人でもあった。

この本は、上田藩士河内誠一定基（以下誠一と略す）が『上田縞絲の筋書』として明治元年書き残しておいたものに、御徒目付日記の一部などを加え、大正二年二月雪堂が編纂したものである。本の構成は次の七編から成っている。

- 上田縞絲の筋書謄本緒言
- 河内父子手記抄出
- 古老伝説
- 明治の初年藩の記録に見えたる申渡並政府への届出
- 福地源一郎の幕末の史談抄出
- 御徒目付日記抄出（慶應三年中）
- 上田縞絲の筋書 序

第一回から第八十回

追録

○ 上田縞絲の筋書謄本緒言

これがどのようにして書かれるようになったかの経緯と、どのように見なければいけないかなど七項目に書き記している。嘉永より明治初年にかかる上田藩岡部・藤井両家老の鬭争、藩士間の葛藤の顛末、そのうちでも河内含三・河内誠一・犬飼情兵衛の経歴が最も詳しい。著者は河内誠一で、雪堂は誠一自筆の原本を書き写した。文章は殊更小説めかしく修飾してあり、また公平を欠いていながらして、雪堂は事実の詳らかな顛末を知り得難いと嘆いている。

○ 河内父子手記抄出
河内含三定衡（以下含三と記す）と息子誠一定基（以下誠一と記す）の日記と、誠一の晩年の手記。

『糸の筋書』を書く資料としたものと思われるが、文字明晰を欠き、読みがたき所多いとして、この手記中より顛末のみ抄記してある。

○ 古老伝説
稻荷山町の古老より、雪堂が直接聞き取りしたもの。隣村杭瀬下新田と境界論で敗訴、割畠と大地主の抗争、藩主暗殺未遂一件で本陣松本家断絶など。

○ 明治初年藩の記録に見えたる申渡並政府への届出
含三の赦免、及び岡部九郎兵衛へ与した者のうち七人の赦免を政府へ届け出したもの。

○ 福地源一郎の幕末の史談抄出
忠固、将軍擁立にかかわった動き、井伊掃部頭を大老に推した経緯

と忠固が老中を辞めさせられた事情など。

○ 御徒目付日記抄出（慶応三年中）

この一件に關係あると思われる項目を一〇ページにわたって抄出してある。例えば、

二月五日 金剛寺・長島両村論所再吟味御用掛仰せ付けらる 石川三

十郎・喜多島市之丞・山口平太郎

五月九日 大島平太夫江戸より到着

六月十一日 岡部九郎兵衛他数名へ役職免じ沙汰あるまで慎み申渡す、

など。

○ 上田縞糸の筋書

序 「此稗史上田縞、其糸目なる筋を書、黑白淡濃を筆に染め、織りなす一巻、尺幅改め善を勧め惡を懲す実地文言正札付、岡染懸色不仕と謹で曰すこと如此

明治元年正月八日初市売出し 容訴樓津盛行武 主人」

第一回 出石から上田に移つた松平家の由緒。

第二回 忠晴が召抱えた諸臣の中から抜擢された家老および代々の家老名。

第三回 六代忠済の子忠英のこと。鬱幽病に罹り上田に帰り療養して、

一旦は回復に向うが再発し卒去。

第四回 六代忠済の子恵次郎は幼少につき、塩崎分地より忠学を忠済三女矩子（柳生家に嫁していたが家に戻した）の贊として迎え家督を継がす。

第五回 忠学は側女との間に男子あり、その行末を案じて自分の腹心に岡部甚平を選び、謀をめぐらすに至る。

第六回 忠学の子栄三郎を木村勘解由の養子にする。栄三郎は勘解由

の娘を妻とし、平馬と称し家老となるが、妻に死に別れてから家を

養子猛人に継がせ、江戸に出て藤井と称し、後松平壯三郎定永と名乗る。

第七回 忠済の子恵次郎忠和病死、続いて忠済も逝去。

第八回 忠学の継嗣に姫路城主酒井雅楽頭弟玉助（忠優）を養子に迎える。

第九回 八代忠優の行跡と役職。

天保三年 奏者番 日光代参（『上田市誌』では天保五年）

同 九年 寺社奉行加役

同一四年 奏者番および寺社奉行罷免

同一五年 奏者番および寺社奉行再勤

弘化二年 大坂城代

嘉永元年 老中加判

安政二年 老中罷免（『上田市誌』では安政元年）

同 四年 老中再勤（名を忠固と改める）

同 五年 老中罷免

同 六年 七月、四八歳で没

第十回 家老藤井三郎左衛門の弟高柳一馬は、会計吏河内含三を大坂に遣わし米を買い入れる。また大坂で藩の宝物を質として金を借り、米価に支払い、京都西陣で用いる生糸（のぼせ糸）の為替の金で大坂の債を償い、越後へ寺島兵藏を遣わし米を買う。藩内に命じて桑を植え蚕を飼わせ、産物改所を設けて木綿・紬に至るまで尺幅を改める。

第十一回 忠学隠居し松翁と号し、芸子小三をひかせ妾とする。

第十二回 小県郡の地理などで省略されている。

第十三回 松翁の江戸での遊興を江戸家老松平図書に罪を被せるため上田に呼び寄せ蟄居を言渡す。図書は本家上之山へ冤罪を晴らすため行こうとしたが果せず、姫路へ向う途中岐阜で捕えられ獄中で死去。

第十四回 岡部九郎兵衛先祖の略歴。

第十五回 松平図書弟隼人、長男馳負と娘幸を残し死去。馳負は岡部の推举で家老となる。岡部は幸との縁組を望むが松平と姻戚関係にある藤井右膳に、家柄不釣合と断られる。

第十六回 藤井右膳の領民救助の功績。

第十七回 上田藩が採用していた旧兵法と新兵法。河内含三・犬飼情兵衛による農政改革。

第十八回 八代忠優妾おとしが、璋之助を懷胎するまでの経緯、子安明神勧進のこと。宗吽寺僧に祈祷を命じ、それに依つてか藤井右膳長男健次郎発狂する。

第十九回 老中を一旦やめた忠優再勤の策に、九郎兵衛は従弟四郎兵衛を上田に遣わし用金調達を指示。右膳はこれに反対。高瀬半九郎は藩財政立て直しの建言書を呈した。

第二十回 高瀬半九郎建言書。国の勢いが衰微しているこの際、志を決め弊害を取り除き、改革を行なうべき七か条を上申。

第二十五回 四郎兵衛は用金調達の使命を果たせず江戸に帰り、房山村丸山伝五郎に言い含め岡村吉平を使い右膳の行いを悪く言わせた。

第二十二回 右膳実子健次郎、登城に際し藩主が座る床前に座すなど

の異常行動を行い、右膳とともに家にて謹慎。

第二十三回 安政四年、忠優再び老中となり名を忠固と改める。藩の内政を聴く暇がないほど政務に忙しくしていたが、またまた免職となり、茅町の邸にこもり病を生じて翌年隠居、幼君を家督と定め、その四日後に四八歳で逝去。藩政は岡部の意のままに行われ、軍制を銃から元の弓矢に戻し、領民に三万円の調金を割り当て、家臣の扶持宛行を知行に直した。

第二十四回 郷宿森善兵衛は、岡部九郎兵衛の息子志津馬から藤井の行跡（無尽講を企て領民から金を貪る事実）を探るよう命令され、代官含三に語った。含三は割番役小林市次・小野利右衛門等に問い合わせたが、以前から無尽講は行われ、岡部にも同様なことがあったので、それらを依怙なく書き出させたため、岡部は怒り含三の役を免じ、その他領内の割番・庄屋など多くの良吏が辞めさせられた。

第二十五回 割番小野利右衛門は、藩主に直訴するため認めた密書を大監察喜多島右学の門柱に掛けて帰った。また常田村役人富岡友右衛門は時の有様に憤慨し、江戸に出て藩邸に書面を投げ込んだ。（上田藩松平家物語）では、含三が捨訴をした、とある。忠優は監察にこれらの書面のことを聞き質したが、国許のことで真偽を決め難くそのままになっていた。

九郎兵衛は志津馬に投訴者を探らせたが判明せず、志津馬は監察のなかで藤井に縁ある者を除き密議を行つた。そのことを知つた門倉伝次郎は、含三に用心するよう書を送つた。

第二十六回 河内が門倉に送つた返書が君公の手に渡り大事となる。右膳は蟄居、健次郎は禁錮に処される。門倉と河内の間柄もこの回

にあり。

第二十七回 犬飼情兵衛は、代官手代となり、保野・中野村において農政を改革した。犬飼は岡部に藤井の悪事を告げるよう誘われる。

第二十八回 岡部は犬飼情兵衛が自分に与しないので、難村民を救うを名とし、不正の行いありと謹慎申付け、役儀取上げる。犬飼は君公に直訴しようとしたが、妻に止められ、大田彦市・河内誠一に詰はかつたが一向に決まらなかつた。

第二十九回 情兵衛、建白書を認め、正服端座して脇腹を切り裂き咽をも切り検使を待つたが、一族の評議が決まらず、「今は是まで也」と腹搔き破り絶息。

第三十回 情兵衛、検使を待つ間、誠一に「救民の策を進めようやくその成果が現れ始めた矢先、不正の行いありと罰せられてしまった。難村救治の策はこの書があるので、これを用い救治の実を上げよ。」養子顯蔵には「成長して忠臣たれ」と教え諭した。

第三十一回 自害を図った情兵衛は、誠一と別れの盃を交わし「この春大熊友右衛門が家に来た折の岡部内命を受けて我を罪する所業、憎むに余りあり」と語る。検使はなかなか来なくて、疵の痛みが更に加わり、諫書を刀に巻き腹一文字にかき切り息絶えた。親類は情兵衛の死を病死とし、向源寺に埋葬。

第三十二回 田中求達は江戸で薩摩の曾繫に学び、口科・眼科・産科に精通した医者であった。右膳は求達を藩医に推挙しようとしたが、求達は藩中の党を作る口実となるとして辞退したことがあつた。ある日、診察を行つた大野木津久母（岡部から命を受けて来た）に「君公執政をやめられた原因は如何に」と問われ、「定めて勤仕向きに過

ちあつての事であろう」と答えた。

第三十三回 田中求達、大監察山本小右衛門宅に引致され、藤井右膳の謀り事を包まず申し立てよ、と問われ、少しも承知しないと答えると、それではと証人に大野木津久母を呼び、診察の際の言葉は藩主を誹謗するものであると証言させ、求達は匂いに入れられ三日三夜で赦されたが憤慨して心身を損じ、文久三年五九歳で没した。

第三十四回 含三、召喚され、右膳の徒党に入り謀るところを申し立てるように言われる。「その覚え全く無く、誠一が門倉に送った書面も禍に遭わぬよう注意の親切に答えたのみ」と釈明し、一旦は家に帰される。

河内父子共に獄に投じ仲間を一網に倒そうとの謀であつたが、含三の陳弁で証拠がまだ不十分として別の罪状を探そうとしたとも、また牢獄を造らせていたが間に合わなかつたから、一旦家に帰らせたとも伝えられる。

第三十五回 師岡嘉兵衛は、表面岡部に逆らわず、密かに岡部の謀を河内の家族に告げる。含三は本家上の山に訴えんと高田に着き、波荒く陸路を新潟まで行こうとしていた折、追手が迫つたことを知り、道を西に転じる。

第三十六回 含三、富山の大沢宗兵衛方に足を留めたが、追捕の吏二人來たことを知り、大坂から金比羅船で備前の国に渡る。

第三十七回 それより岡山・出石・丹後・天橋立など回り、宮津で北海への船便を求めたが思うようにならず、田辺より亀山を越え京へ出て、茶商満田氏に尋ね着く。

第三十八回 都は尊皇攘夷の論さわがしく、浪士の出没盛んで偵察嚴

しくなり、満田氏の紹介で奈良の觀世太夫に匿われる。この家は二五六石取りの家柄で邸内広く、絶好の隠れ家であった。含三はその家の子供に読書・習字を教え日を送つたが、国許の安否が心配で茶壺の中に書状を隠し、軽井沢の佐藤三九郎方へ送り、密かに誠一へ届けられた。

第三十九回 忠固老中加判に列し、岡部はその権威を使い、含三が奈良に潜伏していることを知る。含三を捕えるため松木右衛門司の門人岡田村瀧藏（博徒）を上方へ送り出す。

第四十回 記載なし

第四十一回 瀧藏が含三を捕えに出立しようとするを、妻は諒めて「河内ぬしは御身の師なり、師の恩を忘れるは道にあらず辞したまえ」と留めたが出立してしまった。妻は江戸荻野氏を訪ね夫の不心得を嘆き、そこで小間使いをして暮らした。

瀧藏は含三を捕らえた賞として、庄屋格と扶持を与えられたが間もなく取上げられ、村にも住めなくなり、甲州の竹洲という書家宅に滞在中、通伝という兼て瀧藏に恨みのあつた刺客に討ち取られる。第四十二回 瀧藏は、京の満田氏を訪ね、上田から密かに手紙を頼まれたと欺き、奈良の潜伏場所を聞き出し、奈良奉行に召捕え方依頼の手紙を渡す。老中内達なればと与力に命じ含三を捕え瀧藏に引き渡した。道中瀧藏は師弟の間柄として、藩の内命はこれこれなどと偽りながら連行し、領内近くになると、待ち伏せしていた捕手が前後を取り囲み連れ帰り、囲いへ禁錮し厳しく監視した。

第四十三回 含三の祖先は、下野の国宇都宮で岩槻城主松平忠周に召抱えられる。その数代後、寛政一一年含三生まれる。二歳のとき母

親は死亡、繼母は一女みち子を産んだが父武信没して、みち子を連れて実家に帰り、含三は叔父上島辰右衛門の世話をなる。上島は百瀬耕元の流を学び、その筆頭門人に松平図書もいたことから、含三とは懇意であった。藤井三郎左衛門とその弟高柳一馬は、含三の人となりを賞し、天保の凶荒に大坂の米を江戸表の扶持米にする策を建て、含三は大坂に赴き尽力した。

第四十四回 含三、幼少の頃父から教えられた測量術を用い、論所の地勢図川除土木の図を製作した。その書を竹内善吾も読み解き、松本藩小里氏の伝と併せて教授となつた。（このところの意味が分からぬと頭柱にある）代官になつた含三は、九郎兵衛とはあまり懇意ではなかつたが、息子の志津馬が幼少の折、含三の長女は乳の出が多く、隣家に住んでいた志津馬に乳を与えた縁で、志津馬とは親しくしてゐたが、後に藤井の右翼と忌まれるようになつてしまつた。含三息子誠一は、岡部・藤井いずれにも偏らず中立を守つた。

第四十五回 右膳は人を江戸に遣わし、米船渡來の次第、鎖港攘夷の論に天下騒然を知り、また松代藩は佐久間象山開国論を唱えるを聞き、兵法の改革を唱えた。

従前の越後流を長沼流とし、弓を廃し銃を洋式にすることを主張した。志津馬はこの説を容れず、槍士の指揮を取つたが、次第に槍士も銃を取るようになり、残るは誠一ひとりとなつた。誠一は心に思うところあり、岡部に付き服従の体をした。

第四十六回 誠一は、含三脱走より謹慎を命じられた。ある日家宅搜索され、系図の一巻・書類などが押収された。これは岡部が以前見て欲しかつた誠一所蔵の古筆の巻物を奪おうとしたことによる。

第四十七回 含三、奈良から連れ戻され牢舎となり、誠一の警護はますます厳しくなつたが、監視する側も次第に馴れて、慰める者や教えを乞う者も出てきた。

第四十八回 含三、永牢申付けられ、誠一は追放と決まる。小井田村

平原勘五郎方へ一族身を寄せる。この平原は河内含三を師とし、事あるときは師匠の妻子を引き受けるとの約束に従つたという。

第四十九回 誠一は母と妻子八人と共に、目付役人に追い立てられ上田を去る。

第五十回 武石村は相馬与右衛門が検地をし、含三は相馬に従い地積を定め地租を平らにする。帳元役は竹内善吾。含三はその後田中組代官となり、加沢村など難村六か村を救つた。藤井右膳がこの策を採用したという。

第五十一回 含三が大坂経済家の説を用い難村を救つたにも係らず、このような能吏に罪過有りとは実に疑わしいと、世評専らであつたという。

第五十二回 野沢村で農商を兼ねる佐々木栄次郎は、もとは江戸で幕臣であつたが、二男で勤めも無く義侠を自任していた。中込村桜井源兵衛が訴訟で江戸に滞在の折、心安くなり、蠟燭製造を始め、多少の財を作り、訴訟終わつて二人で信州に帰つた。栄次郎は源兵衛の親類の女子の婿となる。この妻は犬飼情兵衛の従弟の娘であつた。

栄次郎は上田へ仕事で往来しているうち、犬飼憤死のことがあり、侠氣起こり犬飼の血書を江戸へと思つたが、血書は腐敗し果たせず、含三の赦しを請うために誠一を伴い出府したが、藩主は老中を辞め病氣と称し引き籠り中で果たせず帰国。

第五十三回 栄次郎は、上田の牢獄の含三に面会。含三は「岡部等の姦策をめぐらすことの子細を君公の聴に達せよと誠一に伝言あれ」と語る。栄次郎は、情兵衛の二女を取り、老母と孫とを原村に住まわせ世話をした。

第五十四回 野沢村商人佐藤政五郎は田中求達の伯父で、その甥六右衛門は、京からの密書を誠一に届けた（第三八回）。その後含三は因われ、誠一は父を救おうと奔走していたが思うようにならなかつた。そこで六右衛門は政五郎と相談し、自分は隠居し家業の宿屋（脇本陣）を誠一にまかせる。誠一の妻は病に罹り実父田中求達の薬で少し快方に向つたが、転地療養のすすめで原村佐々木氏の世話をなる。誠一も佐藤の家を六右衛門の未亡人の妹の夫に譲り原村に移る。

第五十五回 野沢宿問屋小泉弥右衛門は、天保の回米のことで河内のことを聞き知つていた。ある日小泉は誠一を訪ね、神津勝蔵が地方の巧者である誠一に面会したいので同行して欲しいというので訪ねた。勝蔵は父含三を救う道の心掛けあるかと問い合わせ、誠一は先年出府いろいろ手を打つたが藩主は老中を辞められ、荻野氏は岡部から追放され、成す術は無いと嘆いた。勝蔵は江戸にいる妹聟への添書を与え、含三を救う方法を授ける。勝蔵の添書を持ち、誠一は江戸に出る。

第五十六回 誠一は江戸に出て田中丹治という商人の下に宿をとる。小井田村出身山本源三郎の紹介で、仙石播磨守用人金井鼎十郎に推挙を頼み、名を古河誠一郎と変え、中島佐渡守の家に、幼子の侍読を兼ね中小姓となり住込む。その後内藤平八郎に仕え、月日を空しく送る内、父含三危篤の知らせに急ぎ佐久へ帰つたが、父は既に没

し、再び江戸に戻る。

第五十七回 上田では志津馬の権勢強く、財政を勝手に行い、酒色に耽っていた。文久二年志津馬は九郎兵衛の名を継ぐ。

九郎兵衛と勒負が揃つて藤井家へ招かれ、酔つての帰路、勒負は胸苦しくなり、岡部が腰の薬を与えたが、家に帰り吐血し死亡。勒負に実子無く、従弟にあたる女の血筋の者が養子として家を継ぐ。

第五十八回 師岡家は代々家老の家で四代前の嘉兵衛は豪放で大兵、馬に跨れば潰れるほどであったが、行跡荒く、藩主から少しは慎めと言われ、恐縮して割腹したという。その子源藏は七代・八代の藩主の側勤めをし、久松主馬の娘を娶り主鈴をもうける。源藏は早く没して妹に婿を取り嘉兵衛政民と称し家老であつたが、病で没し、主鈴政拳を養子として家老職を継がせた。

長州征伐の陣代補佐を岡部九郎兵衛・師岡主鈴が勤め、岡部は財を投げ打ち遊里に遊ぶ。大坂で上の山藩主から、上田の人民の困窮などを忠告された藩主忠礼は、侍読恒川才八郎に密かに探らせる。

第五十九回 忠礼、恒川から金剛寺・長島の社地争いの事などを聞く。將軍が病に罹り、大坂に長く留まり、従軍の上田藩士たちも、暇をもてあまして遊里に行く者が多かつた。忠礼は、犬が来て段々馴れるのを、「飼犬でもないのに一時可愛がるところのように馴れるものを、数代の臣でも我が意を用いぬものあり」と嘆けば、家臣は藩主の英明に恐縮して身を慎んだ。

第六十回 誠一は村松伊助と改名し、勝安房守に仕えていた。征長出発の折、弾薬その他を艦送することを申出る。藩主から、このような厚意を申し出る村松とは何者かと聞かれた師岡主鈴は、誠一追放

の顛末を藩主に告ぐ。忠礼はこれを聞き誠一を召喚しようとしたが、誠一は岡部が家老職にあり、まだ冤を雪ぐには早すぎると辞退する。忠礼は含三の罪科の書類を密かに取り寄せる。

第六十一回 松平の宗家出羽国上の山松平山城守は、以前上田へお忍びで来られ、岡部専横・下民困窮を見聞し、また大坂で遊蕩浪費の有様を見て、忠礼の侍読恒川才八郎に忠告する。忠礼は国許から取り寄せた書類を点検するが、事情を審らかにし難く、帰国のうえ、取調べることにする。

第六十二回 将軍家茂病で身罷り、軍艦で海路江戸に送還。村松伊助（誠二）は、主鈴と予て約束した軍器を江戸に艦送することを引き受け、これを最初としてあと二、三の功を立てて後、上田に帰ることを誓つた。齊藤源左衛門と密に会談をして酒を酌み交わしたが、齊藤は京都からの帰路、福島辺で病起こり、上田にたどり着き間もなく没してしまつた。

第六十三回 藩主忠礼、領民巡撫として上田に初めて入部。洗馬組を始め東部・武石を廻るが、行列は簡素で、民を勞することは少なかつたという。

武石は城主の館より五里の道のりがあり一、二泊はするであろうと迎えたが、俄かに帰館してしまつた。

第六十四回 武石には泊まらず帰館。それより塩田・浦野・小泉の各組を巡検し、稻荷山に着き本陣松木右衛門司に一泊。酒肴を出したが断り膳を出させた。近習のものが膳部を改め、忠礼の気色を伺い更に膳部に目を放さずためらう様子を見て、忠礼は腹の具合が悪いからと膳を下げる。

次の間に控えていた一人を怪しんで詰問すると、亭主の命で給仕の手伝いをする者と答えて座を去る有様は合点が行かず、忠礼は出発の命を出し帰館する。程なく右衛門司は捕えられる。

第六十五回 馬越村問屋渡辺助九郎は、松木の館で忠礼の次の間に控えており見咎められその場を逃れたが、日経たずに捕えられる。右衛門司の弟恕平も捕えられ、その弟盛三郎は江戸からの帰途このことを知り逃げ延びた。

第六十五回 忠礼の生母おとし、欽次郎生母山口氏の女のこと。忠礼・欽次郎両者の廃立についての風説を君公は告げられ、まず師岡を慎ませる。

第六十七回 謹慎を命じられた師岡政挙は、言上することありと参殿し、一人にて是非を糺すは依怙と思われるので、江戸家老の大島斎宮を急便で呼び、君前で判決あるまで退出せず、とその座を去らず、大島急ぎ帰藩し、事情を取り調べる。

第六十八回 偵察調査により、芦田柔太郎（文学校会頭）を尋問するど、岡部の命により風聞の出所を探索し藤井徹の仕業と言つたことから、風説の元が分かり七月一八日岡部九郎兵衛新檻に入れられ、その党一同九月七日までに処分された。

第六十九回から第七十四回まで 慶応三年四月一一日に処罰された者達と拝命された者の氏名とその内容。

第七十五回 岡部九郎兵衛、志津馬といつたころより、父の意を受け、松平・久松を追い落とし、藤井を除くため、宗吽寺と稻荷山の長雲寺に調伏の祈祷を行わせた。また兵法に始まり、万事に藤井と対立した。

第七十六回 志津馬、柳町芸者に一女を儲け、国許では四郎兵衛の娘を妻にし、息子が二人いたが、二人とも病で相次いで死亡。

第七十七回 山田司馬之助・安原太郎・大野木津久母などが、岡部に取り入昇進していく経緯。

第七十八回 丸山伝五郎は兼子七郎右衛門の後、割元役となる。兼子の息子熊吉は江戸に逃げ、伝五郎の子の代に上田に帰り貸席を始め繁盛する。

第七十九回 誠一は九石と三人扶持を与えられ大坂邸詰を拝命。含三の罪科は残らず御免となる。

第八十回 岡部九郎兵衛は獄死。家断絶となるが、旧家であるとして戸祭氏の次男に岡部を継がせた。

徳川将軍江戸城を献じ水戸に退く。忠礼、岡部一味の罪をゆるめて因入を免じ、謹慎を命じる。忠礼は知事となつたが、上田県廃止となり東京に赴く。

「何事も邯鄲の夢となり、覚めて跡なくならんことを惜しみ、書留置いた匣底の書類を搜し出し、もつれた縦糸の筋々を解き分けてこのように一冊の冊子とした」と結んでいる。

追録 龍沢寺と犬飼情兵衛石碑の絵図と説明。

仙石家と領地替えの際より農業の法制乱れ、犬飼は古証文を検してその地の貫文の多寡を計算し、当否を考え順に旧に復す策をとり、鎌や斧、鍬を与え農業に精を出させる。戸籍の件で犬飼に恩のあつた小出鹿太郎は、石碑建立に尽力した。埋葬地向源寺への参詣もかかさず、中野村の人々も犬飼の死をいたみ、石碑を建て、香花を手向けることを怠らないという。

『上田縞絲之筋書』における主なできごと

上田藩主暗殺疑惑をもたらした上田藩内の動静を『上田縞絲之筋書』の中より、特徴的な次の五項目に絞り、原文に沿つて抄出し、内容を紹介する。

- 一、高瀬半九郎建言書
- 二、犬飼情兵衛自害
- 三、河内含三出奔
- 四、稻荷山事件
- 五、農政復興

主なできごとに関わった人々

一、高瀬半九郎建言書

高瀬半九郎 嘉永三年（一八五〇）三月郡奉行になる。家老藤井右膳へ協力、農村復興に尽力した。藩の財政に関する意見を申し立てようと考え、上田藩主（忠優）へ八ヶ条に及ぶ建言書を提出する。

二、犬飼情兵衛自害

河内誠一 情兵衛妻の甥。中野・保野両村調役。情兵衛自害に立会い、農村復興の成就を託される。

犬飼顯藏 情兵衛の養子。当時幼年にて実家に帰されていた。

大熊友右衛門 安政三年春、岡部九郎兵衛の命により、情兵衛を訪れ、刃を突きつけ、岡部派に寝返るよう脅迫した。

五、農政復興

松木恕平 渡辺助九郎 松木盛三郎

右衛門司弟。稻荷山宿本陣・問屋本役。事件当時江戸に居り、逃げた、と本書〔上田縞絲之筋書〕に書かれている。

右衛門司弟、稻荷山宿本陣・問屋代役。

馬越村問屋。松木右衛門司の従弟。藩主忠礼が稻荷山巡見時、松木家へ手伝いに行っていた。

天保の飢饉にあたり、高柳一馬の命を受け、越後へ米を買ひに行く。

國家老藤井三郎左衛門の弟。郡奉行。窮民を救うため、策を施す。

- 三、河内含三出奔
- 満田氏 京の茶商。加賀侯の茶壺の御用を務める。しばらく含三を匿う。
- 佐藤政五郎・三九郎 佐久郡軽井沢住人。含三からの書状を定基に届ける。

觀世太夫

満田氏の紹介で含三を匿う。豊太閤より賜った碁盤・碁石その他古器類を多く所持している。

萩原廣介

元中之条陣屋代官手代元締役。岡部九郎兵衛と共に含三召捕りの策を練る。

瀧藏

松木右衛門司の門人。松木より含三召捕りの依頼を受け、褒美に目がくらみ引き受け、奈良で捕らえる。

四、稻荷山事件

松木右衛門司 稲荷山宿本陣・問屋。安政二年（一八五五）退役し、弟（盛三郎）が跡を継いだ。

田中寿平 右衛門司弟。田中家の養子となる。川中島組割番、稻荷

山村庄屋。

右衛門司弟。稻荷山宿本陣・問屋本役。事件当時江戸に居り、逃げた、と本書〔上田縞絲之筋書〕に書かれている。

右衛門司弟、稻荷山宿本陣・問屋代役。

馬越村問屋。松木右衛門司の従弟。藩主忠礼が稻荷山巡見時、松木家へ手伝いに行っていた。

天保の飢饉にあたり、高柳一馬の命を受け、越後へ米を買ひに行く。

國家老藤井三郎左衛門の弟。郡奉行。窮民を救うため、策を施す。

高瀬半九郎建言書



註1 政事（まつりごと）
主権者が領土臣民を統治すること。

第二十回

（前略）さて、政事^{（註1）}に臨ませられ候わば、徒然徒法^{（註2）}の宿弊御[□]の儀、多分御成就も成さるべくと存じ奉り候。若此御心志御決定も深からずして、容易に御处置のみ御座候ては、却て禍敗^{（註3）}の萌^{（註4）}増長仕る可と深く恐懼仕り罷在候。先、前文の意味合得と、御熟考成し下され候様、偏^{（註5）}祈り奉り候處に御座候。

扱、弥^{（註6）}御心志御決定の上、諸弊御取直御处置の儀、中中御取り用いに相成儀共存じ奉らず候え共、兼て少々心附候儀御座候えば、先大略の処一通りの次第申上候^{（註7）}】

第一 人心を得為され候処、万事の根本にて則、前文にて申上候夫子^{（註8）}所謂、兵を捨、食を捨候共、信を捨ざるの信実にして弥先非^{（註9）}を御後悔、下へ対せられ、これ迄御過も能々仰せ訳られ之れ有り、当時の御場合、仮令英量才知の勝候者にても五人拾人の精力をもって、中々 枝る所に之れ無く候間、御改革の御处置存附候儀は、封書をもつて、腹心も残らず申上候様に題目を御出し、得と仰せ聞かされ、全て、下へ御打掛の儀、

扱、弥封書差上候上、両殿様より御政務を御執成され候方迄、得と御誠意御評定御座候て、時勢当然の議論も御取り用い、追々御处置御取掛御座候様^{（註10）}】

第二 言路を開き為され候事

日々御政事を聞かせられ是非善惡の品、聰と御分別御座候上にて、一々御差図在らせられ、尤何事に寄らず存付候儀は申上候様、再三再四、下へ能々仰せ聞かされ、下の存意御聞き成され、御閑暇の節は、御家來共御集め和漢・今古の善言・美行・治乱興廢の跡を、御評議等在らせられ、かつ御目見済の嫡子或いは式日^{（註11）}の御礼請けさせられ、幼年より人品骨柄御見覚え、總て御家來も腹心の如く御親の成され候様^{（註12）}】

第三 諸御役人撰び為され候事

忠貞・剛直・廉潔・純良の志を、得と御見立て夫々打任せ、其者の才能を十分御尽すため、枝葉を^{（註13）}

註3 恐懼（きょうく）
法律のみ整つていてそれに実質の心がともなわないこと。
註4 熟考（じゅつこう）
間をおいてよくよく考えること。

註5 諸弊（しょへい）
いろいろな弊害。

註6 夫子（ふうし）
孔子の敬称。

註7 先非（せんび）
過去のあやまち。

註8 枝る所（しげるところ）
政治が下々まで繁榮すること。

註9 両殿様（りょうてんさま）
松平忠優（忠固）と忠礼。

註10 評定（ひょうじょう）
人々が集まり評議決定すること。

註11 言路（げんろ）
臣下が上に對して進言するみち。

註12 善惡の品（ぜんあくのしな）
善惡の方法、やり方。

註13 存意（ぞんい）
心持のある考え方。

註14 御目見済の嫡子（おめみえずみのちやくし）

御省略成され、枢要すうようを御取用成績を御責め成され候様

第四 散田註15を御处置成され候事 (この項、以下略。本書三二ページ参照)

第五 御僕約みぎょうの事

右様註16散田も御高外註17に成され候ては、過分の御不足にも相成候得ば、御手元の御入用は不急の財を御省き、無經の費を御損し至易至簡にし、敢て御嬌奢註18の事在らせられず、御着類は一切御粗服御用もじい召上者もこれに準じ、その外總体质に幾年も御艱難成され候様

第六 御家中御扶助の事

右様先御手元を詰め為され、扱御借財方止むを得為されず事、何分御引足成されず候趣、委細御家ひきたり中へ仰せ渡され、何れも恐察奉り候趣信實に御請仕り候上、御扶助の品々仰せ付けられ、尤以後は、古語に所謂計納為出の意味合を深く、御斟酌成され候様、勿論散田以下の三ヶ條は掛りの主役へ、得と御尋御座候て御处置在らせられ候様

第七 文武をもつて御国勢を振い成され候事

御自身御世話は勿論、諸御役人も事を省き、閑暇には其業を勤め、実心をもつて実業を励み候は、御賞美は勿論、業も勝れ候志の厚き者を急度御見分、御加增註21・格式をも下し置かれ、御奉公の外は日夜文武に心を謁し、飢渴の飲食に於けるが如く漸くようやをもつて御教導成され、人才を御育英の思し召し厚く文武の儀には余程の御入箇も御打込成され候様

第八 賞罰を正敷く成され候事

善を御賞し成され候は重して速に、惡を御罰し成され候は軽くして遅く、尤忠孝文武を育せられ、かつ、士道を失い候者は、後に御奉公申上難き程に急度仰せ付けられ、少過しおかを寛ゆるうし依怙を厳かにし、心術の惡を深く御戒、大綱を御振り、小糾註24を御略し、専ら士氣を御策励在らせられ候様存じ奉り候

(中略)

五月二八日

右は、安政二年乙卯えのとうの事なり

ここでは將軍にお目通りの済ん

でいる跡つぎ。璋之助(後の忠礼)。

註15 散田 (さんでん)

百姓の逃散 (ちょうさん) 犯罪

などにより耕作者がいなくなつた

土地。

註16 高外 (たかがい)

貴高外のこと。

註17 無駄な出費のこと。

註18 嬌奢 (きょうしゃ)

權勢におごり贅沢であるさま。

註19 艱難 (かんなん)

困難に出来合つて苦しみ悩むこと。

註20 斟酌 (しんしゃく)

あれこれ照らし合わせて取捨すること。

註21 加増 (かぞう)

禄高や領地の増加。

註22 入箇 (いりか) (入費)

とも書き

かかりのこと。

註23 心術 (しんじゅつ)

動機や目的觀念を道徳的に選択

決定すること。

註24 小糾 (しょうきゅう)

些細なこと。

註25 策励 (さくれい)

むち打ち励ますこと。

犬飼情兵衛自害



資料画像
リンク

第二十九回

情兵衛は窃に建白書をしため、江戸に奔りて上聞せんと決心したれど、昼夜となく忍びのものの徘徊して出奔を遂げんことと思ひも寄らざる体なれば、此上徒らに踟蹰せば奸徒の毒手に罹らんも図り難し、しかし死をもつて誠意を君に告げ奉らんと安政三年辰八月五日の真夜中に、正服坦座して、一刀をもつて左右の脇腹切りさき咽をも突きけれど、わざと気管を破らず検使を待ちて書を呈せんと、自から疵口を綿にして瞼と押え布をまき、妻を呼びて検使を迎えよと告げければ、妻は驚き早速に夫の妹夫妻を呼びて潜に事の由を告げ、一族を呼集いけるに、來り集るもの共は皆狂氣と思って、もの、隙間より覗い見るのみ策の施すべき所を知らず、妻の甥なる河内誠一定基傍らに進みて事の次第を伺いければ、情兵衛は検使を得て書を呈し潔く死あるのみと答えて、覚悟の次第奸徒の跋扈君家の前途を気遣わるゝことより、家事身後の事まで細々と語りて検使を早く迎えよと急がしけれど、一族の評議まちくにて徒らに時移りければ、情兵衛今は是迄也と、介抱の妻と妹とを突退け腹かき破りて絶息しけり、其詳細の有様は次回に説くべし。

第三十回

情兵衛は検使を待つの間、定基に告げていう、抑救民の策を献じ中野・保野等の村を始め聊蘇生せしむるの緒を開けり、然るに不正の所為ありしと譏し罪せんとす、窮民難村救治の献策仕法悉く今猶是書に存せり、上原氏「妹婿なり」^{利害}は該難村の支配を為せば、これを糺さば分明ならん、冀くはこれをもつて我邪心なきを明かにし、かつ我遺策を用いて救治の実を挙げよ、汝幸い調役なれば俱に図りて村柄興復の功を奏せよ、又養子顕蔵はその年尚幼年なれば生家に置ける故罪の及ぶこと無らん、今夜爰に來り居るやと問う、顕蔵此言を聞きて室に入り、手を突きてしとやかに礼をなせば、やよ顕蔵われは覚悟の身の上、斯く死をもつて君に酬いることなれば恩愛の私情は顧みるに違なし、汝生長して忠臣たれと怡然として教え諭して席を去らしむ、其語いさぎよしと雖も衷心の恩情如何ばかり忍び難かりしか、察するに餘りありき。

第三十一回

時衡は親戚の評議区々にして決せざるとは知るよしなく、検使の来るに程もあらじ訣別の盃せん、とく

註1 跋蹰（ちちゅう）
進むのをためらつて立ちどまる
こと。

註2 奸徒（かんと）
わるもの。

註3 正服端座（せいふくたんざ）
儀式などに着る正式の服装をして正座する。

註4 跛扈（ばっこ）
勝手気ままにふるまうこと。

註5 譏（そしる）
悪く言う。非難する。

註6 分明（ぶんめい）
はつきり区別がつくこと。

註7 冀（ねがわく）
願うところ。

註8 違（いとま）
休む間。用事のない時。

註9 怡然（いぜん）
よろこぶさま。

くと命じ、妻と妹とは側に侍して介抱しつ、酌を取る、一盞傾けて定基にさす、血と酒と混して盞中からくれないなり、時衡盞を重ねて奮怒いよ／＼加わり、悪人ばら今に思い知らせんずと歯を切する時、咽より血液迸り出でて、更に盞中に充てり、又曰く此春大熊友右衛門我家に來り、酒をのみ傍若無人の過言を吐き、刀を所望し抜て見て、我を切らんとする態をなすも、我れ動ぜざりしかば、枕を丁と切り我を挑むこと屡なりきこそ、岡部の内命を受けて我を罪せんの心構えなりける、されば申渡の文に大熊友右衛門宅へ罷越し非常の振舞之れ有り候由不埒の至候、之に依り謹慎せしむと文を舞わし自他を転じ詐謀を構えて我を罪するの所業、憎むに餘りありと憤然としてあたりをにらみ、檢使の未だ來らざるに、疵所の痛み漸く加わりければ、今は待つとも甲斐なしと、押とどむる妻と妹をつき除け諫書を刃に巻き、腹一文字に深くかき切り俯伏して息絶たり、親戚どもは互に詮義の上病死と披露し家名を断たざるため事實を秘し、同六日向源寺^(註13)に野辺の送りをなし夕暮告げる鐘と共に埋葬したるに、砲声の如き音響塚穴の内に聞えて、東の方へひびき行きけり、有合う人々身の毛だち顔色かえて帰り去りぬ、文化八年末の生れ、勤仕三十八年にして四十六歳をもつて憤死の鬼となりぬ。



龍沢寺境内の情兵衛碑 (註14)



資料画像
にリンク

註 1 匡正 (きょうせい)

誤りをただしなおすこと。

註 2 上の山 (かみのやま)

上田藩松平家の本家。現山形県上山市。

註 3 冤 (えん)
無実の罪。

河内舎三出奔

第三十五回

時の出頭岡部に次ぐ師岡嘉兵衛政武は、表面岡部にさからわず、彼れに同心と見せて、窃かに君家のため匡正^(註1)を謀りしが、此時窃に岡部の計謀を河内の家族に告げ、禍を免れる事を心掛けよと忠告しけり、貞衡は意に決する所あり、上の山^(註2)侯に訴えて冤をす、ぎ君家の為に力を致さんと欲し、安政四年巳四月十九日窃に家をぬけ出て、埴科郡杭瀬下村丑田栄白といえるしるべの医士を頼み、千曲川を徒渉し、更級郡八幡神社へ詣で、牧之島の稻荷祠に祈念して、越後の高田にたどりつき、茲にて羽前への便船を求めけれど

註 10 大熊友右衛門

上田藩士・弘化四年五月、国役普請御用がかり。安政五年死去。

註 11 詐謀 (さぼう)
いつわりのはかりごと。

註 12 諫書 (かんしょ)
目上に對していさめ、忠告する書状。

註 13 向源寺 (こうげんじ)

上田市新屋淨土真宗大谷派の寺

院。

註 14 かつて恩を蒙つた保野・中野の農民等により同村内龍沢寺境内に建てられた碑。

も、北海浪高くして船出の便なし、新潟迄陸路を行かんと聞糺しける折から、障子の外にうなずく声あり、追手のものと悟りし故、道を転じて西に上りぬ。

第三十六回

貞衡は、越中富山なる大沢宗兵衛方に転し足をとどめるが、追跡厳しきよし聞えけるにより、探鑿するに岡部の命にて捕亡の吏二人「和田美喜治外堺人」^(割書) 加州藩へ照会し、金沢より富山大聖寺へ命を伝えける由なれば急ぎ富山を脱走し、大坂なる江戸堀五丁目上田藩の蔵屋敷詰にて帳元締の齊藤氏は、貞衡の聟なれば之を便りて尋ね着きしが、細作織るが如く往来する由を聞き、更に金毘羅船にて象頭山に赴き、転じて備前国に渡りぬ。

第三十七回

それより岡山・播州龍野・出石・丹後の成相寺・水の江の浜・天の橋立など偏歴し、宮津にて北海の便船を求めけれども意の如くならず、田辺より龜山越え京へ出で千本通り中立売^(註9) 満田氏に尋ね着きぬ、此家茶商にて加州侯茶壺の御用をつとめ茶事に堪能なり、男児あれども幼なりければ、娘に山崎誠一郎といえるゆかりのものを迎えて聟とす、此聟名を宗意と改めて茶事を好み茶室庭園のしつらえ優美閑逸を極めたり。

第三十八回

然るに都下は、尊皇攘夷の論囂^(註10) しく浪士の出没盛んにして、偵察極めて厳しければ、ここも足を留むる所に非ずと、満田氏のすゝめに任せ其紹介にて南部に赴き、觀世太夫の家にかくまわれぬ、此家二百五十六石取の家柄にて、豊太閤より賜わりし紫檀^(註11) の碁盤・瑪瑙^(註12) 水晶の碁石・梅檀^(註13) の碁笥、其外古器物を多く藏し、幽墜^(註14) の家構え邸内広く究竟の隠れ家なるに、家に子どもあれば朝夕読書習字を授け日を送りけるが、國の安否心許なく宇治茶の中へ書状をかくし、佐久郡輕井沢なる佐藤三九郎方へ送りしが、此時三九郎は既に身まかり、其父政五郎より定基方へ窃に届け呉れるとぞ、輕井沢へ此書状の送達をなせしは東京の京屋・島屋の定宰領の行事にて、義気に富みたる上州の藤岡のものと江州前原のものとの二人なりき。

第三十九回

安政四年九月松平伊賀守忠^(註15) 優老中再勤加判に列し忠固と改名し、威權旧に倍し、家老岡部九郎兵衛また時めきて立に入るもの多きが、中に上田に近き中之条の陣屋（小県埴科二郡中の村を支配す）の代官の手代

註4 探鑿（たんさく）

さがしたずねること。

註5 大聖寺

石川県加賀市の中街にある古く白山五院の一つである寺の門前町として発達した。加賀藩の支藩前田七万石の城下町。

註6 象頭山（ぞうずざん）

香川県仲多度郡象頭山、中腹に金毘羅宮がある。金毘羅宮の別名

である。

註7 成相寺（なりあいじ）

京都府宮津市にある。眼下に宮津湾が広がり遙かに天の橋立が一望できる成相山の中腹に位置する寺。高野山真言宗の寺。

註8 田辺

丹後田辺（現京都府舞鶴市）。

註9 龜山

京都市右京区小倉山南東部の地名。

註10 署しい（かまびすしい）

やかましい。

註11 梅檀（せんだん）

落葉高木。材は建築・器具用材。

註12 県令（けんれい）

明治四年廢藩置縣後に、それまでの県知事を改称した、県の長官。

註13 松木右衛門司

本書三〇ページ参照。

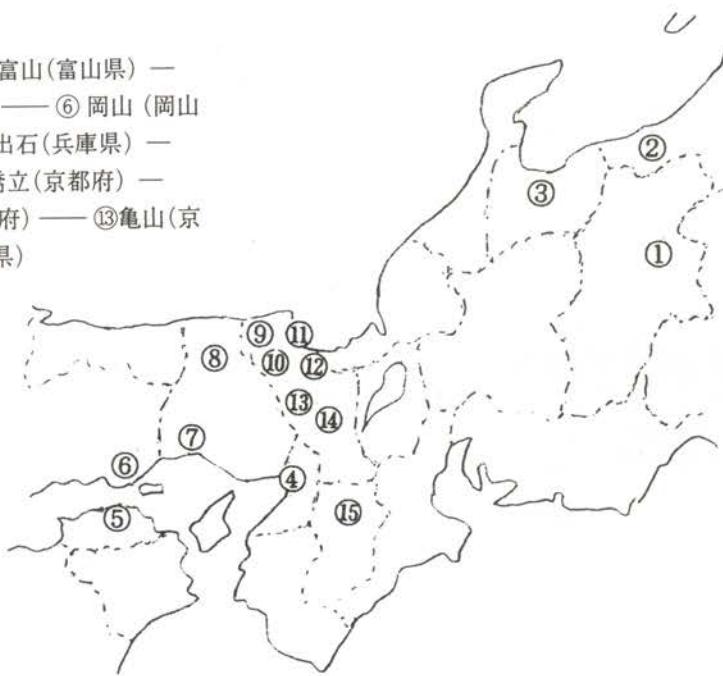
にて元締役の萩野廣介、藩に出入して扶持を受け、越後国刈羽郡出雲崎の手代となり一人扶持の内一人扶持もとの如くに贈られたるが、此時職を辞し江戸に出て駿河台に閑居せり、何か立入り願うにつけ岡部密に之を語らい、河内貞衡召捕の策を問ひける、萩野答えて、いと安し松平侯今執政にてましませば芙蓉の間詰の諸奉行と躊躇の間詰の県令に談じたまひて、彼れ貞衡は差したる罪には非れども家老の申出もあれば、是非尋ね出さんと欲する由を申聞けたまわば事成りなんと言けるに、岡部うなずきて萩野には他日賞として五人扶持を与える様推挙せんと約し、國の志津馬に内通し、大和国奈良に貞衡潜居のよし、同所の奉行より密告あるにより人を遣わし捕えよと命じければ、志津馬は同志の姦徒松木右衛門司に語らい、その門人岡田村の瀧藏といえる無頼の博徒に、首尾よく捕え来らば褒美を与うべしと約し、上方さして出立させぬ。

第四十二回

瀧藏は奈良を探り更に京都に至り満田氏おとなを訪い、折ふし主人の留守妻女のみなりしを機とし、私は上田より窃に手紙を頼まれ、こなたに潜み居らるゝ客人に手渡し致しきれよとのことに持参せりと欺けば、さる手だと知らずおぞくも謀られて其客人は奈良のこうこういう所に潜居すと告れば、得たり賢しと瀧藏は又奈良に赴き、奈良奉行安藤駿河守に召捕方依頼の國の手紙を渡しける、奉行は老中伊賀守殿の内達なればとて早速与力に命じ、觀世方に在る貞衡を捕え一應取糺しけるに、譖者の陥るゝ所となりしを出奔して羽前上の山山城守殿に訴えんとして、道の便りを得ず潜行して茲に在りしのみと弁明しけり、奉行は兎に角罪なくとも尋事に國に帰れと命じければ、貞衡今はこれ迄なりと覺悟を定め瀧藏に伴われ帰途に就く、瀧藏は素より師弟の間なれば藩の内命はしかじか、かつ妻子よりも頼みありなど賺し偽わり、中山道を経て、安政六年未六月十日領内近く至る頃、兼ての相図により伏せ置たる捕手のもの立顕あらわれ、厳しく前後を取囲み白昼まず元会所の未決の罪人を入れ置く囲へ禁錮し、番人昼夜数多付け置きて、面会を断ち遠見の番人をも置き、又妻子の方をも厳しく守らせ十六人を四組とし、柔術十手棒捕手熟練せるを選みて守らせたり。

河内含三の出奔ルート

①上田——②高田(新潟県)——③富山(富山県)——
 —④大坂——⑤象頭山(香川県)——⑥岡山(岡山県)——
 ⑦播州龍野(兵庫県)——⑧出石(兵庫県)——
 —⑨成相寺(京都府)——⑩天の橋立(京都府)——
 —⑪宮津(京都府)——⑫田辺(京都府)——⑬亀山(京都府)——⑭京都——⑮奈良(奈良県)



稻荷山事件



資料画像
にリンク

第六十四回

武石八ヶ村は文政の地押しに蘇息の恩を蒙り、かつ、城主の館よりは五里の道のりなれば一、二泊せらるるならんと期して迎えけるが、俄かの供触して帰館あり。其何故かは知るもの更に無かりし。^{〔註2〕}それより塩田

^{〔註1〕} そぞく こうむ

。

・浦野・小泉の組々を巡検し、更級郡の領地は行程六里に余れば、まづ稻荷山に着到して、宿本陣松木右衛門司方に一泊あり、松木は之を家の名譽として歓待至らざる所なく、君公の墨跡を願いしかば書き認めて与えられ、それより酒肴を出せしも、酒は好み給わずとて急ぎ膳部を出さしむ。近習のもの膳部を改め汁を詠^{〔註3〕}め君の氣色を伺いて、更に膳部に目を放さずためらう体を忠札は見て取り、少しく腹合悪しければ引け、と命ず。折から次の間に控えたる一人を怪しと見たる伺候の士が、何ものぞ推参なりと詰問すれば、某しは亭主の命にて給仕の手長仕^{〔註3〕}るものと答えて、こそくと其座を去りたる体たらく合点の行かぬ事のみなるに、俄の供触れにて君公出発の命あり。一家の混雜狼狽いうばかりなく、君侯帰館して日あらず、捕手を向けられ右衛門司捕われとなる。此右衛門司は、塚田孔平の門に入りて一刀の達人なり。千葉弥太郎にも伝手ありて水戸老公の甲冑調練に与り米船渡来の時は、江戸の探偵をも為せし程の男なり。捕手向いける時、寄らば切らんの身構えして庭の松を小楯に取り、隙を伺い塀を越え逃げんとせしを難なく取押えられたり。此松後日に南へ指せる枝の枯れたるは根元に子細ある事の由に人々語り合えりとぞ。

第六十五回

馬越村の問屋なる渡辺助九郎といえるは、松木の館に差越し、君公の次の間に控え居て膳部の調味の手答えいかが、と伺い居たるに、侍士に見咎められ其座を逃れしが、之れも日ならず召捕らる。又右衛門司の弟恕平は兄の順養子にて之も捕えらる。其弟の盛三郎は、江戸よりの帰途此変事を聞きて逃延びけり。助九郎の倅某は江戸に赴きて、窃^{〔註4〕}に兄を救うの策をめぐらす由聞えければ、寺島兵蔵・桜井敏徳の二人して江戸に行き、鉄砲買入の序でをもて探偵せしめるに、小笠原惣右衛門の弟にて青木惣九郎といえる方に渡辺の倅潜伏せる由聞えたり。又助九郎亡兄の倅にて渡辺真一郎といえるは、其以前兵庫奉行の支配なりしが、海軍局調役下役となり、横須賀製鉄所に勤めける故をもつて、助九郎の冤罪なる由を書面に認め、奉行古賀謹一



松木家 (平成20年)

註1 武石村の地押しは、松平氏支配

になつて行われた唯一の検地である。文政一〇年（一八二七）から

同一三年にかけて行され、藩は増収を期待して行つたが結果は減収になることが判明した。

註2

武石村巡視の前に洗馬組を巡視し、その帰途に百姓一人が訴状を奉じた。侍臣が受け取り藩主に渡した。何事かはわからない。藩主は、見ても何も言わず顔にも表さない。

このような事件があつたが、稻荷山事件に関連があるか否か不明である。

註3

饗宴などのとき、お膳を次の間まで運び給仕の者に渡す役。

註4 盛三郎は右衛門司の弟、恕平の兄。

郎に便りて上書し嘆願しけるが、横須賀奉行竹内下野守が他より聞く所をもつて、真一郎の書面の非をあばきしかば事整わずして止みにける。真一郎は、其後指ヶ谷町に住し、程なく職を罷められ、養豚会社社員となり、桑園を開発し乏しき乍ら世を送りぬ。青木惣九郎は、一橋領農兵となり陸軍歩兵に転じ薬研堀辺に住居せしが、陸軍を脱し信濃に帰り偽官軍の嫌疑を受けて御影の陣屋に捕えられ入牢し、幕府の監察平岡某の沙汰にて宥されて江戸に赴けり。こは後の事に属し、かつ、此書に要なき事ながら、事の序でに贅言せしのみ。

第六十六回

（頭注）「此条文意通ぜず正奸自他を混同するに似たり」

此時の噂に、忠礼は妾腹にして生母は士族にあらず（忠礼は嘉永二年生れ□□氏おとし夫人の生む所。此時の噂に、忠礼は妾腹にして生母は士族にあらず（忠礼は嘉永二年生れ□□氏おとし夫人の生む所。此夫人は、呉服問屋大丸の裁縫を引受ける職人の娘なりという。）第二公子欽次郎は、庶子と雖も藩士の娘なり（欽次郎の生母は、山口氏おつま夫人なり。忠礼と同年なれども月後れたる故に二男たり、庸三郎、昭之丞式人は、□□氏おやい夫人の所生なり）。さる程に藩中に忠礼と欽次郎との廃立を謀るものありと聞えける。これは先年正義の士を陥れたる仕方にて、表裏の策と後には知れつ。腹心の徒の近侍の臣、潛に此風説を君公に告ぐ。君公英明なりと雖も遂に疑を抱くに至れり、先づ出頭の臣岡部を召し、此事如何と問う。岡部は、心中に扱こそ大願成就の時來たりと思う心を色にも出さず態と驚きたる面もちして、こは恐入て候也、某とくと取調べん、事あらだてば、却て悪かりなん、まづ御身の御用心然るべし、其上厳しく処置あらば其実失せて浮説も消えんと答えける。さすがの君もまづ師岡氏を慎ましめ深く心を悩し給う。藤井有山家老と雖も師岡にゆかり有るに依て無念乍ら傍観せり。

故老伝説

（稻荷山町の故老より聞取りたる予（飯島）が筆記なり）

（前略）松木等の威勢益熾んなりしが、藩主松木の家に宿せしとき、松木は岡部の内命を受けて膳部に酔毒を加え、之を進めんとしたる事發覚し、直ちに逮捕せられ牢舎せしめらる。事の起りは、藩主忠礼の弟にして塩崎分知五千石の領主松平主計忠行の養子となれる欽次郎忠厚を迎えて藩主とせんために、忠礼を弑殺するの計略なりしと伝えらる。稻荷山の長雲寺住職も亦入牢申付けられ、松木の家は断絶となり森三郎は牢死し、田中友之丞（註8）以下みな赦免せらる。但、友之丞は此時既に病みて獄に死せり、と云々。

註5 慶応四年（一八六八）明治維新

となり、新政府が京都から江戸に向かう先鋒隊（赤報隊）が年貢を半分にする、と触れ回った。新政府は財政困難から年貢半分の計画を取り消し、先鋒隊を偽官軍として处罚した。

註6 前略部分要旨「安政四年（一八五七）五月、稻荷山村は、隣村の

杭瀬下新町（幕府領）と境界論をおこし長期に渡り決せず、同五年三月、遂に稻荷山村の敗訴となる。稻荷山村の割番田中寿平は、訴訟にかかつた膨大な費用を大地主に課した。大地主たちは、割番に対する怨言を放つに至つた。田中寿平は、本陣松木の実弟である。松木は、岡部に取り入り、その恩顧を受けて威權を振い、地主達とは不仲であつた。割番寿平を呪咀したり、との事を密告された地主らは、長牢を申付けられた」。

註7 鳩（ちん）という毒鳥で羽を浸し

た酒を飲めば死ぬといわれる猛毒。

註8 九郎兵衛が対立する家老の久松、藤井を除くために調伏の祈祷をさせた寺。

註9 稲荷山村の大地主。

農村復興

第十回



資料画像
にリンク

(前略) 高柳は大坂に於て藩侯の宝物を質として金を借り米価に支払い、京に昇りて西陣にて用いる生糸を國より登せんことを約束し、其為替の金をもて大坂の債を償い、又越後へ寺島兵藏を遣わして米を買い、窮民を救いければ、近国みな羨むまでに救助の法よく行われ給、かくて又、藩内に令して桑を植え蚕を飼わしめ、産物改会所を設けて上田縞を始め木綿紬に至るまで尺幅を改め、二丈以上八尺あるを真正とし、七尺までを不足とし、それに足らぬは切れ売りとするの掟を定め、真正又は不足の印を押して他地方に輸出せしめければ、民の産業豊かになりて、後年蚕業に於て天下に率先の地と呼ばれるに至りしも、全くここに基づけり、これ忠優の聰明に依りて行われたることにて、姫路藩にて河合隼之助が八丈木綿に施せる策に法とれる所とかや、又郡宰に高柳一馬ありて、侯の政事を助け其施す所、宜しきを得くるの致す所というべし。

第十七回

(前略) 農事の旧制は田畠によつて石高を目途とし、工商は身に課せずして其物の価をもつて律せり、領地の内にて田の多き場所は離散の民あるとき、其償いを居民に賦課する習わしなりしかば、領内の難村と聞えし田中組六ヶ村、これには河内貞衡の策を用いて、插苗より収穫を計り等級を定めそれに依りて租を課し旧額の残余（滯納額ナラン）をば用捨とし、十年平均に準を取り、又塩田組にて、二ヶ村は犬飼情兵衛時衡の策によりて用捨の額を定め、男女の稼業を励まして繩をない薪を採り、木綿機織を奨励し蓄積の法を設け、るより、領内一般に則をこれに取るに至り、村々遊手徒食の輩減じて、農民衣食足り國用豊かとなりき、（後略）

第二十七回

犬飼情兵衛時衡は（中略）のち代官役手代となり、更級郡川中島及小県郡にて塩田・武石合せて三組の支配の一人たり、村吏の驕慢を抑え、正直朴訥なるを挙げ用い、殊に難村の聞えある保野・中野の両村をもつて着手の始めとし、土地瘦薄なるに収斂厚く、村民離散し、遺留の田あるを精密に調査し、年限を定

註1 真正（しんせい）
まことで正しいこと。

註2 用捨（ようしや）
必要なものを用いることと、不用なものを捨てるのこと。

註3 遊手徒食（ゆうしゅとしょく）
何事もなすことなく暮らしていくこと又は人。

註4 村吏（そんり）

村の役人。

註5 収斂（しゅうれん）
租税をとりたること。

め用捨糸を与え地力を回復せしむるの策を立て、男は縄、女は布と各自の稼ぎの道を教え、自らは粗服を着し、粗食を携え、村々を巡視して農民を励ます、之をもつて新建の家に招來の民あり、人口漸く増殖し、民皆喜び懐きて父母の如くに仰ぐ、其他の村々も之に準じて富力を回復するに至る（後略）

第五十回

小県郡武石村は、旧高……然るに承応に検地して、□□□□□その高役に民疲れ地を捨てて、離散するもの多く残れるをはたり、逋を償わしむ、爰に於て、相馬与右衛門検地して反別を改め、これまで民の

高を残し、其地を売りて一時をすごし、はては富者は愈富み貧者はいよいよ貧しくて離散し、其組合は高

貫の償に俱倒れとなり戸口減少す、此災を除くは検地にあれども事私に行い難し、依りて名を地押に仮り

幕臣勘定組頭酒井九郎次郎にこれをきき、貞衡、相馬に隨従して、田畠山林一筆毎の図を製し、其村々水流に従つて縦縄をとり、尤三斜にて其歩を知り、横縄は算出なして地積を定む、三年平均の米をもつて石

高を仕出し、これを本高とし地押減は外物とし地租平かになり、小民蘇息す、然るに和田嶺の宿駅に助郷

人馬は旧高にて正入高にては勤に堪かね買上にては償に困しむ、此一条は道中奉行関係故にたやすく許さ

ず、これのみまた除きかねしが、一体の民力復旧し、尚八ヶ村の区域を糺し、田畠近所の山林は根伐する

の法を定め、沖新田に招來の民を殖すの法を立、土着の足軽非常を廻羅す、相馬氏は勘定奉行・郡奉行を

兼たり、帳元役には竹内善吾武信という数学に長せしもの有りて之を補佐し、貞衡周旋隨従してかかる大事を成し遂げたるなり、貞衡其後勘定方に転役し、天保の凶荒に大坂の耀米策にも与かりて、其後田中組の代官となり、難村と唱えられし六ヶ村加沢村など興復の策を講じて、藤井右膳これを用い其民を塗炭に

救いし功績少からざるを、岡部は却て之を憎み、藤井を恩を売り党を結ぶものと言なして、羽翼を断つの

謀に陥れけるは是非もなき成行なりし。

註6 逋（ほ）
未払いの税や借金。

註7 耀米（ちょうまい）
ここではおひめ（負い目）と読ませている。

註8 塗炭（とたん）
泥にまみれ火に焼かれるよう

な
泥にまみれ火に焼かれるよう
な
極めて苦痛な境遇。

主要登場人物履歴（上田藩士「明細」より）

初代御取立 初 応助

河内 含三

天保六年一二月 御用多のところ骨折相勤め候に付き御沙汰の上御目録金百疋下し置かれ、かつ又、当春以来別して御用多のところ格段骨折候に付き別段百疋下し置かれ、当秋以来帳元助長々相勤め候に付き別段百疋下し置かれ候、

文政八年九月 御取立成し下され、御宛行七石二人扶持下され、組付御徒士仰せ付けられ、武石村懸り仰せ付けられ候、

一〇年三月五日 組外に成し下され、御勝手勤御勘定所平勘定方仰せ付けられ、武石村懸り並びに絵図師これまでの通り、

一年三月 武石村地押に付き竿奉行手伝並びに帳役兼ね出役仰せ付けらる、

同二月

含三と改名、

一三年八月 武石村地押御用懸り骨折相勤め候に付き、縮帷子地一端、金二百疋、別段三百疋下し置かる、

同一年一月 御取集金骨折出精相勤め候に付き、一段の御沙汰の上一石御加増下し置かる、

天保元年一二月 御用多のところ骨折相勤め候に付き御目録金百疋下し置かる、

（同二年・三年の一月に同文あり）、かつ当年は別して御用多のところ、骨折相勤め候に付き別段百疋下し置かる、

二年四月 町見免許いたし、今もつて心懸け候に付き御沙汰の上桟留榜地一反下し置かる、

三年八月 地方調役仰せ付けられ、勤方これまでの通り、

四年正月一日 一人扶持御加増下し置かる、

同一年八月 御内御用に付き取急ぎ支度次第登坂仰せ付けらる、

同一年二月 大坂表より廻米仰せ付けられ候、右御用のため駿州清水湊へ出役仰せ付けられ候、

六年四月 勤方これまでの通り、当分の内御分地松平飛驒守様へ御貸進ぜられ候、

弘化二年三月 一石御加増下し置かれ候、

嘉永元年正月 中小性成し下さる、

二年一〇月 一石御加増 塩尻・国分寺組御代官仰せ付けらる、

三年六月 帳元勤役中預り金錢紛失いたし候段等閑の至り、不埒につき御

叱り仰せ出され、右に付き差控申出候に付き其まま慎み置かせ、

五日目御免、

同一年七月 洗馬組・田中組へ支配替仰せ付けらる、

四年三月二七日 孫女初節句の節、身分不相応の飾り致し日々振舞等いた

し、御時節柄も憚らず不埒に付き御沙汰にも及ぶ可きのところ、先ず此度は自分共了簡をもつて扱い申し聞き候、右に付き差控申出候に付き、これより指図及ぶ可き旨申し達す、

同一年四月 四月四日 差控それに及ばず、

さる、

嘉永五年二月 御用多のところ骨折相勤め候に付き御意成し下さる、

六年二月 前同断に付き御目録一百疋下さる、(同七年一二月に同文あり)

安政二年一一月三日 其方儀御役前不正の儀これある趣相聞き、不埒至極に思召し候、これにより一石御取上、詰並成し下され御代官御免、逼

塞仰せ付けられ候、

同二月三日 五十日目御免、

四年閏五月二二日 晚、居合ざる旨同二五日相届け候、

五年五月 上田にて揚屋入、

六年四月二八日 其方義、去る卯年十月不埒筋これあり候に付き御咎仰せ

付けられ候ところ、慎み中体誠一名前に致し江戸表門倉伝次郎方へ密書差遣し候一条に付き、其筋にて相尋ね候ところ謀言申し飾り、其上御厚恩忘却出奔致し、昨五月中御取扱に相成り追々吟味に及び候ところ、其身御咎を受け候義遺恨に存じ、かつ同志の者共申し談じ、心に応ぜざる御役人相除き身分安全に致し後榮を相計り候所存より容易ならざる書面取扱え喜多島右学門内へ投訴いたし候段逐一白状に及び候始末重々不埒至極に付き、嚴科申付く可きところ、召仕われ候者にも候えば、猶此上の御慈悲をもつて一命御助け成し下され、永牢舎申付け候、

文久二年七月二五日 死去

もつとも一昨一二三日宿下げ願親類共より差出し候に付き承届、

慶応四年一二月 御咎御免成し下され候、

二代目 嫔子

河内 誠一

後 衡平コウハイ

天保一三年一一月 召出され、一人扶持下され、御勘定所平勘定方見習仰せ付けらる、

弘化二年四月 御給金並の通り下し置かれ、平勘定方仰せ付けられ候、

四年五月 国役御普請御用掛仰せ付けらる、

同八月 公儀より金子下され候に付き御手限御普請相成り候に付き、御

用掛それに及ばず、

嘉永四年正月

地方調役仰せ付けらる、

五年正月

御給金一両御増下さる、

七年五月 大砲打方仰せ付けられ候様の義これある可くの心懸け候様仰せ付けらる、

安政二年正月一日 詰並成し下さる、

三年九月 川除御普請御掛借金御目論見に付き取調懸り仰せ付けらる、

四年正月 地方調役兼帶これまでの通り、帳元勤仰せ付けらる、

同月 三月下旬、詰のため登坂仰せ付けらる、

同四月 稲荷山村・杭瀬下村論所一条に付き公役御出役の節、同様出役

仰せ付けらる、

同六月 親含三出奔の儀に付き慎み罷りあり候様申し達し候に付き、登坂に及ばず、

五年五月 帳元勤地方調役兼帶御免、表御取扱仰せ付けらる、

六年四月二八日 其方親含三義(以下含三と同文)これにより其方義、永の

御暇下し置かれ候、早々引払い申す可く候、演説、武家奉公御構、

慶応二年一〇月 帰参仰せ付けらる、

四年三月 出格の思召しをもつて帰参仰せ付けられ、八石三人扶持下され、詰並成し下さる、閏四月 地方調役仰せ付けらる、

同八月 中小性格仰せ付けられ候に付き御勘定所勤と心得候様、

同二月朔日 勘定方頭取地方調役兼帶と相心得候様其筋より達、

明治二年七月 これまでの職務精勤致し御満足思召し、猶役付職務仰せ付けら候段御意、同日 会計庁庶務兼用金、

同九月 衡平と改名、

同二月 伊那県へ出勤仕仰せ付けらる、

明治三年八月 伊那勤仕免ぜられ候旨申し越し候に付き其旨相達す、

四年六月二三日 其方義伊那県在職中知参事專断をもつて賃金引替えに及

び候節、取計い方もこれある可きところ其義無く不束の事に候、

これにより謹慎申付け、五日目免、但し前願の通り申付け可き

旨大政官より御達これあり候事、

同一一月二五日 県内地図取立骨折候に付き、御目録金三百疋下賜候事、

安政三年八月六日 御咎中死去、

同十五日 二十日目御咎御免、

徒士格末席追込仰せ付けらる、

三代目 養子 大井求馬三男

藤井 右膳

郷手代より御取立

犬飼 情兵衛

嘉永五年八月 一代御取立、御宛行七石二人扶持下され、組外御徒士格成し下

され、会所調役見習仰せ付けられ、難渋村取直し手段取調兼ね相

勤め候様、

同一一月 難渋村取直し手段並びに無尽懸り其まま相勤め候様仰せ付けらる、

同一二月 御用多のところ骨折相勤め候に付き一段の御沙汰成し下さる、

六年一二月 御用多のところ骨折相勤め候に付き金百疋下さる、

七年五月 大砲打方仰せ付けられ候様の義もこれある可く心掛け候様仰せ

付けらる、

同一二月 年中御用多のところ骨折相勤めに付き御沙汰の上御目録百疋下さる、

安政二年七月 一人扶持御加増、詰並成し下され候、会所調役本役仰せ付けられ候、

三年七月二十五日 塩田組難村取直掛の儀に付き不正の儀これある趣並びに平日過酒に及び、既に当正月頃大熊友右衛門方へ罷り越し酒狂いの上容易ならざる儀もこれあり候趣相聞き、重々不埒至極に思召し候、これにより一人扶持御取上、会所調役御免、組外御

文政七年正月一日 召出され十人扶持下し置かれ、御用人格御用人物見習仰せ付けらる、

一年三月 御用人勤仰せ付けらる、

二三年閏三月 御証文懸り仰せ付けらる、

天保四年五月 御前に於いて五人扶持御加増、御用人物見習仰せ付けらる、

七年正月一日 五人扶持御加増、中老席、御家老勤見習仰せ付けられ候、

同一二月 御前に於いて十人扶持御加増、御家老並月番受持ち候様仰せ付

けられ候、

同一二月 御内御用に付き取急ぎ支度次第登坂仰せ付けられ候、

一〇年七月 去々申年登坂仰せ付けられ、長々在京御内用骨折相勤め、其上

大坂表出火の節指図行き届き御道具無難に持退させ候段、御満足思召しこれにより御意の上御紋付御帷子並びに銀三枚下し置

かる、

一二年八月 来月中旬詰のため出府仰せ付けられ、詰中御勝手惣メ引受仰せ

付けられ候、

同九月 二十人扶持御加増下し置かれ候、

一二月 御勝手惣メ御用多のところ骨折相勤め一段思召しこれにより御意成し下され候、（同一三年・弘化二・四年・嘉永二・四・六年の一二月及び安政二年の正月と一二月に同文あり）

天保一三年四月 日光山御宮御參詣御用仰せ蒙らせられ候に付き、取調御用懸り仰せ付けられ候、

一四年四月 御前に於いて御懇ろの御意蒙り御手自から御紋付御羽織下し置かれ、上田表へ休息の御暇下し置かれ候、詰中皆勤致し候に付

き一段思召しこれにより御意成し下され候、

弘化二年四月 大坂表御先用のため登坂仰せ付けられ候、

三年正月 大坂表へ出張當夏中家内引越仰せ付けらる、

三年七月 病氣につき御家老職御加判之列、御勝手惣メ願の通り御意成し下され、御酒吸物下し置かれ候、

四年一月 十五ヶ年來皆勤いたし一段思召しこれにより御意成し下され、

御紋付龍紋御上下下さる、

嘉永元年一〇月 御前に於いて、御在坂中御用多のところ骨折相勤め一段思召

しこれにより御意成し下され、御手自から御紋付御羽織並びに銀三枚下さる、同日、御勝手御用多のところ御在坂中骨折相勤め一

段思召しこれにより御意成し下され、銀五枚下さる、

二年二月 御家老職御加判之列、二十人扶持御加増、

同月 御勝手惣メ仰せ付けらる、

同 四月 御内用方取急ぎ支度次第登坂仰せ付けらる、 演説、御用向

きこれあり候に付き江戸表へ罷り越し其上登坂仰せ付けらる、

同月 江戸に於いて、御前に於いて御懇ろの御意蒙り御手自から御小道具並びに銀三枚拝領仰せ付けらる、

同 八月 御内用のため登坂仰せ付けられ候ところ、骨折相勤め多分の調達相整、一段思召し御意の上御紋付御肩衣並びに銀七枚下し置かれ候、

四年一月 三郎左衛門家督四百石下さる、 三月 百石御加増、

五年一月 去年中皆勤に付き御意成し下さる、

六年三月 御内用のため取急ぎ支度登坂仰せ付けらる、 多分の調談格別骨折御

満足思召しこれにより御意成し下され、御紋付御肩衣並びに金一枚下さる、

嘉永六年一二月 同姓健次郎発狂の節、執り計り始末不念にこれあり、右は差

控申出候筋と思召し候段御内沙汰、右に付き恐れ入り差控の義申出、七日目右差控それに及ばず、

安政二年一二月 御分地より御目録金五百疋下し置かる、

三年七月 病氣につき御家老職御加判之列、御勝手惣メ願の通り御意成し下されず、御手当として十人扶持下し置かる、

四年四月七日 家内不和合並びに御貸人手荒の取扱これある趣御聞き及ばせられ一体思召しこれあり、当時の通り仰せ付け置かれ候えば神妙に相心得申す可き儀は勿論の事に候、直記勤め柄の儀に付き以来別宅修補住居申す可き旨仰せ出さる、

六年四月二八日 其許義、在勤中御家風の義は其職に候えど申すまでもこれ無く、万端厚く心懸け誠忠相尽し候義は勿論のところ其義無く、容易ならざる次第もこれあり、畢竟右等のところより人氣不穩の趣にも相聞き候ところ、格別の思召しもあらせられ仰せ聞かされ候義もこれあり候えど、御趣意柄篤と相守り申す可きところ、間も無く退役相願い候の始末驕慢随意の姿に相当たり、別して不埒の至りに付き急度仰せ付られ方もこれあり候えども、猶御勘弁の義これある如く、當時仰せ付け置かれ候ところ、猶又追々容易ならざる次第これある趣御聽きに達し、老職をも相勤め候身分にて人心を蠱惑せしめ候段重々不埒至極に付き、嚴重仰せ付けらる可候ところ、猶此上の御仁恵をもつて格式並びにこれまで下し置かれ候御手当十人扶持御取上、永蟄居仰せ付けられ候、演説、親子の外忌懸りたりとも決して面会相成らず候事、

文久二年三月 此度格別の御仁恵をもつて田辺貞太郎、藤井新蔵へ面会御免成し下さる、

元治元年一一月 先年重き御咎仰せ付け置かれ候ところ、出格の思召しをもつて御手当として七人扶持下し置かる、

慶応二年一〇月 御手当扶持三人扶持御増し成し下さる、

四年二月 格別の思召しをもつて蟄居御免成し下さる、

同月 右蟄居御免の義に付き藤井求馬助取計い不行届の義これあるの趣伝承いたし、これまでの通り蟄居致させたき旨、養子直記より

申出候に付き其通り心得候様申し達す、

明治二年七月二四日 深き思召しをもつて永蟄居御免、隠居料百疋下さる、

四年八月二七日 昨年諸向変革に付き隠居料四石給与致し候ところ、尚又

今般諸事切り替えの場合やむを得ず右給与相廃し候、これにより

目録四百疋下され候事、

六代目

嫡子

岡部

百人

九郎兵衛

文化二年正月一一日 召出され、御宛行五両五人扶持下し置かれ、御側勤仰

せ付けらる、

同月二二日 志津馬と改名、

文政三年四月一四日 旧臘茅町御中屋敷御近火の節早速罷り越し相働き一段思

召し候、これにより両殿様より御意成し下され、御酒吸物下し置かれ候、

一〇年 御宛行十人扶持に御直し成し下され、御用人格勤向見習仰せ付けらる、

一年三月三日 御用勤仰せ付けられ候、

三年閏三月 御旧記懸り仰せ付けらる、

天保四年五月 御前に於いて五人扶持御加増、御用勤仰せ付けられ候、

五年八月 家督二百七十石下し置かる、

天保七年三月 御馬奉行仰せ付けらる、

同 九月 御側御用人御用取次仰せ付けられ候、

同一月 奥向引受仰せ付けられ候、

同二月 御前に於いて三十石御加増下し置かれ、御家老並月番受持ち候

様仰せ付けられ候、同日、支度次第立帰り出府仰せ付けられ候、

同月九日 爰元出立、

八年二月 御勝手惣メ仰せ付けられ候、

同 八月一四日 江戸表出立、 同一七日 帰着、

九年一二月 御勝手御用多のところ骨折相勤め一段思召し候、これにより

御意成し下さる、

一〇年正月 百石御加増、御家老職御加判之列仰せ付けらる、

同 三月 九郎兵衛と改名、

同 八月八日 詰のため出府、

一一年一一月 御前に於いて御懇ろの御意蒙り、其上御手自から御紋付御羽織下さる、一、貞倫院様御葬式一件御用懸り滞り無く相勤め候に

付き一段思召し、かつ又詰中皆勤致し候に付き同様思召し御意成し下され候事、一、御勝手御改革の方骨折相勤め一段思召し候、これにより御意成し下され、御目録銀三枚下し置かれ候、

一三年二月 去年中皆勤いたし候に付き御意成し下さる、

同 四月 御城北追手土橋石垣御修復に付き、右御用掛仰せ付けらる、

同月 日光山御宮御參詣御用仰せ蒙らせられ候に付き、右取調御用懸り仰せ付けらる、

同月 御勝手御用に付き取急ぎ支度次第立帰り仰せ付けらる、

一四年 御勝手御用多のところ骨折相勤め一段思召しこれにより御意成し下され候、（これより安政四年まで毎年一二月に同文あり）

一五年七月 御城石垣其外御修復御用懸り滞り無く相勤め候に付き、一段思

召しこれにより御意成し下さる、

弘化二年八月 上田表へ休息の御暇下され一昨年以来長々在府御役仰せ蒙らせられ、其外万端御用多のところ骨折相勤め候に付き、一段思召し

これにより御意成し下され、御紋付御上下並びに白銀下さる、大臣様よりも右同断御意の上白銀下さる、

三年閏五月 御内用に付き取急ぎ支度次第立帰り登坂仰せ付けられ候旨、

三郎左衛門方書状をもつて御内意申し越し候、

四年二月 兼ねて御内用のため立帰り登坂仰せ付け置かれ候ところ、それに及ばず、

同 五月 国役御普請御用掛仰せ付けらる、

同 八月 公儀より金子下され候に付き御手限御普請相成り候に付き、右御用掛それに及ばず、

同 六月 十ヶ年皆勤いたし候に付き一段思召し御意の上御酒吸物下さる、

五年正月 百石御加増、

嘉永元年四月 去年中皆勤致し候に付き御意成し下さる、

（同二年四月・三年三月・四年五月に同文あり）

二年正月 物メの方御用多のところ御上坂以来骨折相勤め一段思召しこれにより御意成し下され銀七枚下し置かる、

三年六月 御勝手御用に付き取急ぎ支度次第立帰り出府仰せ付けらる、

四年三月 御前に於いて御懇ろの御意蒙り御手自から御紋付御羽織下し置かる、御内用のため上田へ立帰り仰せ付けらる、

同 七月 大殿様御葬式御用懸り仰せ付けらる、

同一 一月 詰越仰せ付けらる、

同一 二月 右御葬式一件御用懸り滞り無く相勤め候に付き、一段思召しこれにより御意成し下さる、

五年二月 十五ヶ年皆勤いたし一段思召し御意の上龍門御上下一具下し置かる、

同 六月 当分の内江戸表へ出張家内引越仰せ付けらる、

六年八月 上田表へ立帰り仰せ付けられ、縞縮二反下し置かれ候、

嘉永七年 茂姫様小笠原左衛門佐様へ御縁組一件取調御用掛仰せ付けらる、

安政二年一〇月 御屋敷替御用掛仰せ付けらる、

同月二日夜、地震御近火等の節万端それぞれ指図に及び一段思召しこれにより御意成

し下さる、

同月 小川町御屋敷御普請に付き、御用懸り仰せ付けられ候、

同月 此度川除国役御願い成され候に付き、御用掛仰せ付けられ候、

同月 御勝手御用に付き、上田表へ取急ぎ立帰り仰せ付けられ候、

同月 御前に於いて御懇ろの御意蒙り御紋付縮緬袷御羽織下し置かれ候、

同月 御屋敷替御用懸り滞り無く相勤め候に付き御意成し下さる、

同月 茂姫様御縁組御用懸り滞り無く相勤め候に付き、御意の上御酒吸物下し置かる、

同月 昨年中上田勝手家内引越仰せ付け置かれ候ところ、猶又此度江戸表当分出張勤め仰せ付けらる、

同月 御屋敷替御用懸り仰せ付けらる、

同月 初御月番御滞り無く済ませられ候に付き御酒吸物下し置かる、

五年正月 御前に於いて百石御加増下し置かる、

同 二月 茂姫様御儀最上采女助様へ御再縁組御願い成され候に付き、右御一件取調御用懸り仰せ付けらる、

同 六月 右滞り無く相勤め候に付き御意の上御酒吸物下し置かる、

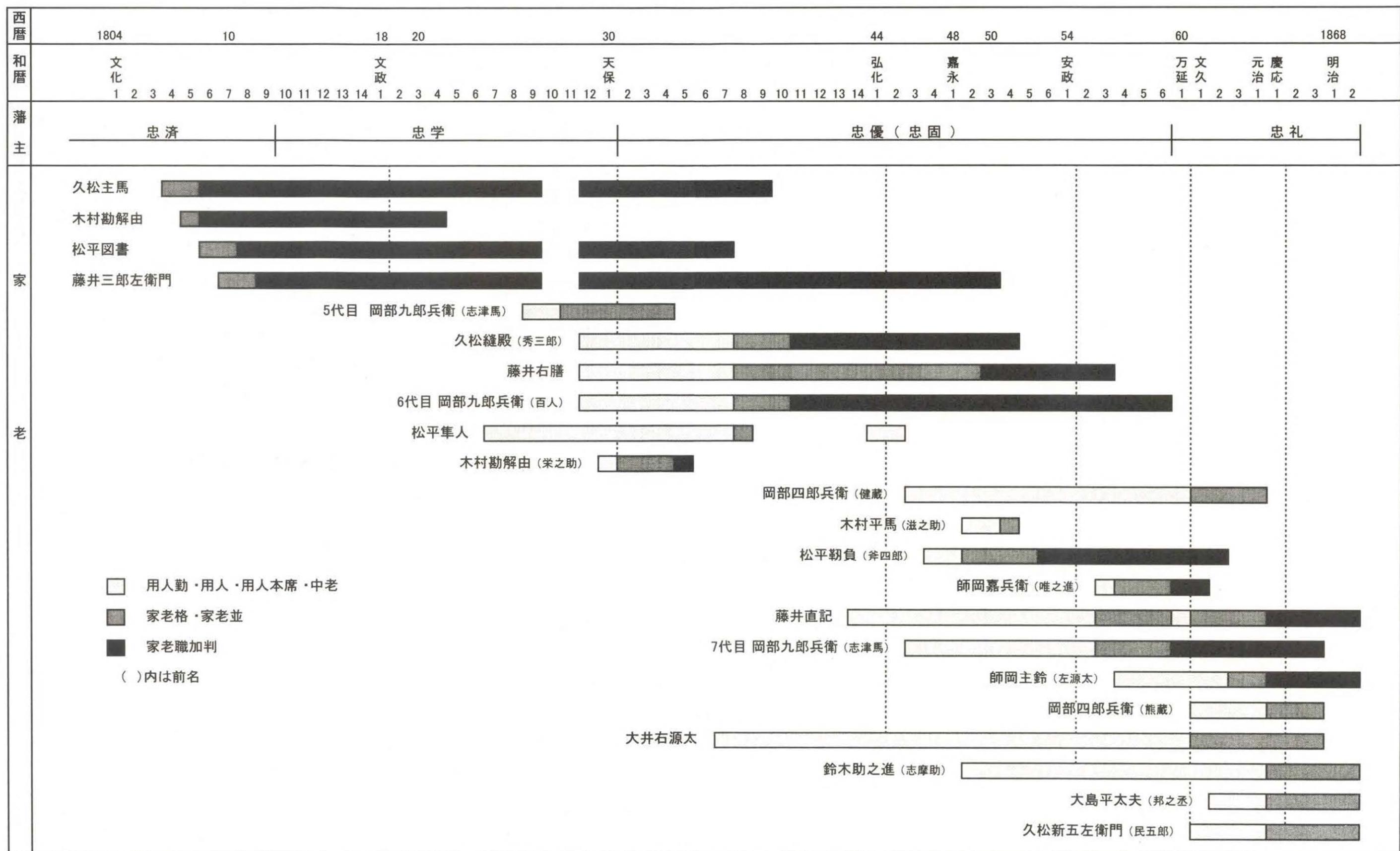
同一 一月 御屋敷替御用懸り滞り無く相勤め候に付き一段思召し御意、

六年正月一五日 重病に付き御家老職加判之列御勝手惣メ御免成し下され候様、御差留め、病氣未だ間もこれ無きに付き療養加え寛々保養致し相勤め候様仰せ付けられ候ところ、同日申中刻病死、

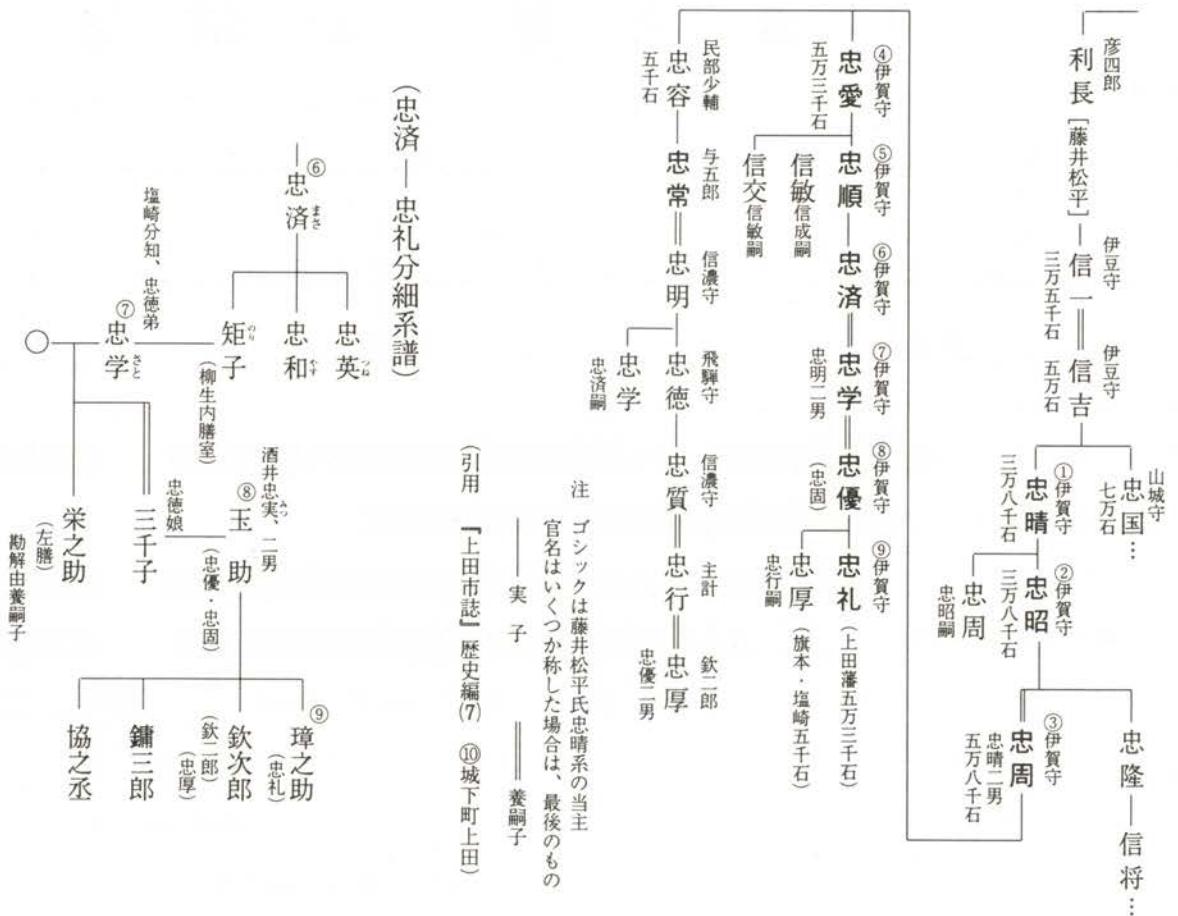
同月一八日 中の間席御使をもつて御香料白銀一枚下し置かる、

幕末期上田藩

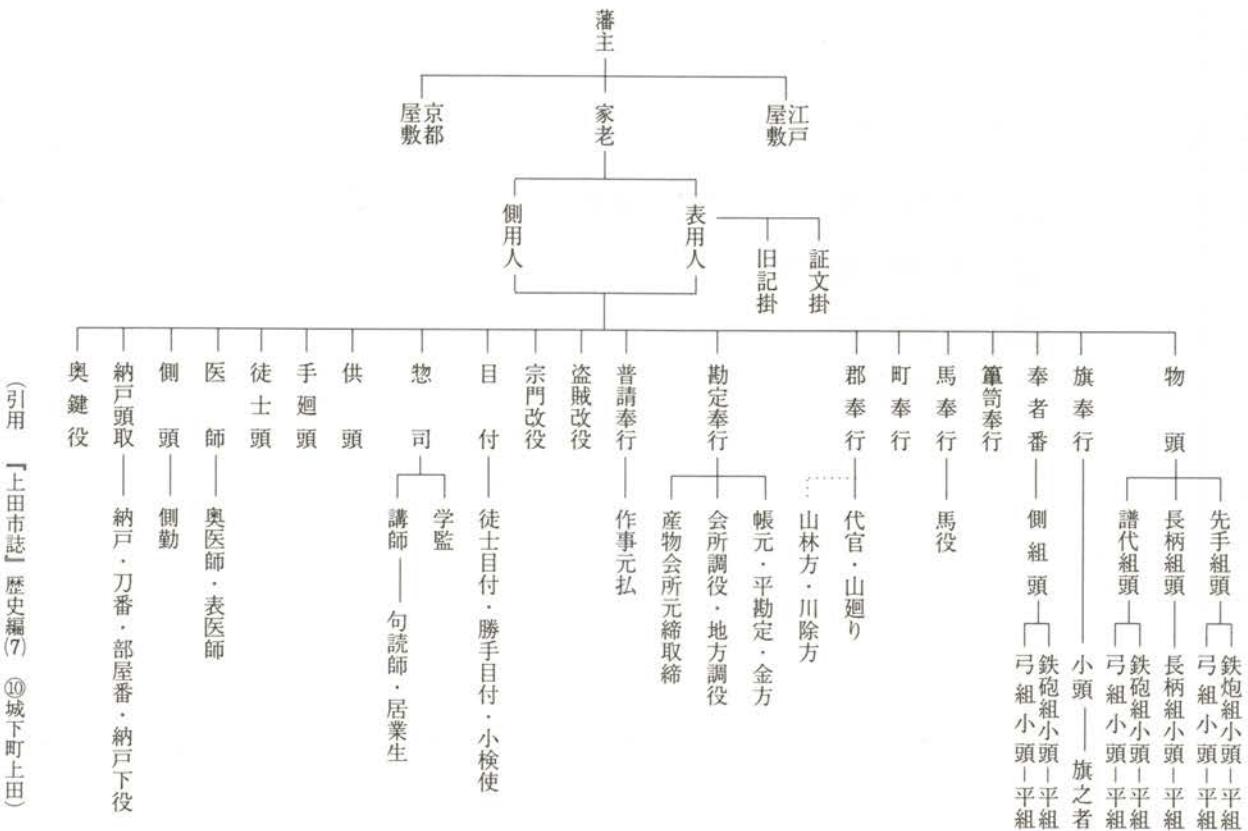
家老年表



松平家系譜（藤井松平氏忠晴系中心に）



上田藩松平氏の職制



『上田藩松平家物語』

松野喜太郎著 昭和五七年（一九八二）一月一〇日刊

本書は『上田郷友会月報』の第五八二号（昭和一〇年七月二五日発行）より第六五四号（昭和一六年七月一五日発行）に五年半にわたって発表されたものである。補遺を含め六七回分を基に編集されている。著者は、明治十年（一八七七）生れ、昭和二三年（一九四八）没。

農蚕業を営む家の長男として生まれる。祖父は文政四年（一八二二）生れ大正四年（一九一五）没。母は嘉永元年（一八四八）生れで生家は上田藩の小臣にて松平家の人事を知つており、古文書も多数保存されていた。祖父と母から「語り部」のように著者幼少の頃より郷土の歴史を聽かされ歴史に興味を持った。著者もまた「昭和の語り部」として郷土の歴史を現代に伝えた。

本書の構成は、序文・黒坂周平（長野県史刊行会理事・東信史学会長）。第一章上田入封以前の松平氏（一から二四）。第二章上田藩主松平伊賀守（一から四七）。第三章松平家および家中よもやま話（一から五九）。（放送原稿）赤松小三郎。解説（尾崎行也）。松野喜太郎小伝（平野勝重）。亡き父の遺稿発刊に際して（松野量平）。

本書より幕末上田藩と稻荷山事件に関連する項を要約して紹介する。

第二章三一 九代藩主忠札封を襲ぐ

八代藩主忠固（ただかた）には子女一七人あつたが早死が多かった。兄弟は四人で、長男は璋之助（与十郎、後に忠札）である。安政六年（一八五九）家督を

上田藩松平家物語



継ぎ九代藩主となつた。次男は欽次郎（忠厚）で、塩崎の分知五千石松平忠行の養子となつた。兄弟四人の中で二男欽次郎が秀才であつた、とのことである。上田藩家老の岡部九郎兵衛と、忠札・忠厚兄弟の教育係りの学者達が、忠札に替えて欽次郎（忠厚）を藩主にしようとした、

上田藩お家騒動が慶応三年（一八六七）に起きた。

第二章三八 幕末上田藩の財政難と河内含三氏

幕末上田藩は、預り人の護送、和宮様の御通行、耕雲斎の通過^{（註1）}、大坂出張など多くの課役を命ぜられていたので、多大の経費を必要とした。（註1、預り人護送……文久三年六月勤王党の志士八名が京都等持院の足利尊氏の木像の首を斬ることで幕府に反抗した足利氏木像梶首事件。首謀者のうちの二名が上田藩預けとなつた。註2、耕雲斎の通過……元治元年一一月水戸藩内で尊王攘夷を主張し、武田耕雲斎等八百余人が中仙道より京都をめざした。天狗党の乱。）

江戸家老の岡部九郎兵衛は藩のために増税を主張し、国家老の藤井右膳は減税を主張し意見の相違があつた。立場上意見の相違は当然であつた。江戸と国との間の調和を木村平馬、高瀬半九郎等が尽力したが効果がなかつた。このままでは宝暦騒動の二の舞になりかねないと、田中組代官の河内含三が藩の悪政を八か条に分類して、その書を大目付の喜多島右学家の庭に投げ込んだ（捨訴という）。

その後、河内含三は藩への反逆として捕われることを察知し、逃走する。逃走の末奈良で捕われ上田にて牢に入れられる。河内家は知行を奪われ藩を追放される。

後世になつて河内含三の行為は、藩のために真に忠実な行為として再評価され、上田に帰ることを許し、加増して河内家を優遇した。

この事件の一説に河内含三の背後に藤井右膳がおり、江戸の岡部九郎兵衛の増税政策を阻止するための策とも言われている。河内含三の子誠一の妻は、田町の医者田中求達の娘である。ここへ度々藤井右膳が出入りするので連絡係り、と想像されたことが考えられる。

第二章三九 上田藩徴税の方針を変更す

慶応年間（一八六五）になると領民よりの徴税が重くなるばかりで、藩に対する不平の声が強くなり藩は徴収方法を変更した。調達金を出す百姓には「苗字御免」「帶刀御免」「上判御免」などの社会的地位を与えて、オダテテ取り立てるようとした。藩は下手に出て、名宝珍器を領民の富豪に差し出して担保品の形式で調達金を取り立てた。

第二章四〇 稲荷山事件

慶応三年（一八六七）七月九代藩主忠礼を毒殺しようとした事件が、領地稻荷山村でおきた。「稻荷山事件」「岡部事件」とも言われる。

当時日本はペリー来港以来、国政が危い状態であった。上田藩も藩主の手腕力量が問われ、九代藩主忠礼を排斥し、塩崎分知の松平欽次郎（忠礼の弟・忠厚）を藩主にしようと計略し、首謀者は家老の岡部九郎兵衛とされた。

慶応三年七月藩主忠礼が領地巡視に出かけ稻荷山村へ行き、本陣松木右衛門司の家に休息した。このときに、藩主毒殺の疑いがかかり、実行前に露見し、藩主忠礼は急ぎ上田に帰った。岡部九郎兵衛と松木右衛門司は、藩主毒殺の企ての疑いにより極刑を科せられた。

藩主忠礼の御側役として同行した河合五郎太夫が毒殺の疑いのあつ

たお茶を飲んだが異常はなかつた、と河合氏の孫が伝え聞いている。毒殺とは全くの作り事であつたと思われる。多くの大名家の御家騒動は、勢力争いが主で何れが虚か実か判断に苦しむのである。

第三章五三 幕末に於ける藩内の軋轢

八代藩主忠優（後に忠固）は大坂城代、老中など天下の大役を勤めたので多くの費用を必要とした。安政二年（一八五五）には江戸大地震・火災があり、江戸の松平藩邸も大破し、修理費が多大であった。更に長州征伐に大坂まで従軍したため藩財政は極端に欠乏した。領民より取り立てた調達金は、元治元年（一八六四）には普通上納金のほかに金二万両であった。

慶応年間になると更に連続的に「調達金」「御用金」「献金」と手を換え、品を替えて取り立てた。慶応四年（一八六八）七月には一万五千両、明治二年（一八六九）には五万両の調達金を命じた。

岡部九郎兵衛は、江戸家老として殿様の補佐をし、江戸藩士の生活の手当てのために、しばしば国元へ送金を要求した。国元の藤井右膳は、領民からの取立て役であるから領民の疲弊をみて、減税を主張し、両家老の軋轢は激しかつた。江戸家老の岡部九郎兵衛にも国家老の藤井右膳にも言い分はあつた。

藩主忠優（忠固）は藤井右膳を成敗し、協力者である木村平馬は、財政を整え、減税を主張し、領民のために努力したが藩主に評価されず、閉門にさせられ、役を辞めさせられた。後任の家老には師岡嘉兵衛が就いた。江戸家老と国家老の中間に立ち厳正中立に調停した。

当時家老中最も勢力があつた岡部九郎兵衛は、「稻荷山事件」の張本人と推定され失脚牢死するのである。

『上田近代史』

昭和四五年刊行

上田市発行

上田市史編さん委員会編集

この本は、上田市市政五〇周年記念事業の一つとして編纂されたものである。記述はおおむね江戸時代にはじまるが、重点は明治維新以後にしほつてある。内容は大きく次の五テーマにまとめられ、テーマごとに多くの項目が立てられている。



『上田近代史』表紙

上田の風土

上田の生き立ち

政治

経済

社会・文化

幕末の上田藩政に関わる項目は、「上田の生き立ち」の中の「明治維新と上田」で、将軍徳川慶喜が大政奉還を申し出た際の、それまでの佐幕派から急転回し、朝廷の指揮下に入ることになった上田藩が取った行動が書かれている。

藩内抗争の記載は、「経済」中の商業史「封建経済一変の時代」に「紛争岡部事件」がある。

藩主忠礼は、弱冠一歳で家督を継いだ為もあり、藩政を家来まかせにしていた。藩内の派閥争いが、藩主の家督争いと絡んだ事件となつていく経緯を『上田近代史』は次のように記載している。

「忠固在世時代、藩の政治は岡部九郎兵衛・志津馬父子がにぎり、江戸は九郎兵衛が、上田は志津馬が藩政を独裁していたが、忠固死後、

松平家最高門閥の藤井有山一派が岡部父子排斥の運動を強めてきた。そして九郎兵衛が死に志津馬が九郎兵衛を襲名してからは、江戸は反岡部派が勢力をのばし、上田の岡部派と対立した。これに藩主の家督問題がからんだのは、岡部は藩主忠礼を廃して弟の川中島分家の欽次郎を迎える野心だという風説が行なわれ、これが派閥争いの題目となつた。元来、忠礼の母は江戸の呉服商大丸の裁縫師の娘であり、欽次郎の母は藩士山口某の娘であったので、素性を尊ぶ当時としては忠礼の方が分が悪い。しかも兩人は年齢が同じであった。藩内に欽次郎公の方方が家督至当だという意見のあつたのは否定できない。それが派閥争いにからんできたのである。忠礼が家督後上田領へ足をいれなかつたのは上田の実権者岡部家老が欽次郎擁立派だとみられていたという事情もあつたのだろう。やがて騒動は慶応三年三月忠礼が初めて上田領をおとずれたときに勃発した。」

忠礼が領内を巡視し、稻荷山の本陣松木右衛門^(ママ)宅で休息し食事の段になると忠礼は箸もとらず急に上田へ帰つた。翌朝松木右衛門は忠礼毒殺未遂の容疑で逮捕された。罪状として掲げられた判決文は「御骨肉の間に不和合を醸すような言動があつたのは不忠至極」というもので、それ以上具体的なことは何も書いてないという。

岡部が果たして毒殺を計画したかどうか何も証拠はあがらなかつた。それからまもなく戊辰役となり、やがて藩も解体の運命をたどつたから、何も彼も御破算の態で、事件はついに上田のタブー扱いされ、調査する者も批判する者もなくなつた、と書かれている。

『あらしの江戸城』

猪坂 直一著

中澤書房

昭和三三年発行



『あらしの江戸城』表紙

上田藩八代藩主忠優は、寺社奉行・大坂城代を経、嘉永元年老中に抜擢され江戸城へと向かつた。

忠優は海外事情に精通し開港派であったが、前水戸藩主徳川斉昭の鎮国主義との意見の一一致をみず、安政二年忠優老中を罷免される。

同四年老中首座堀田正睦により老中再任となり、それを機に忠固に改名。日米修好通商条約の締結に尽力したが、近江彦根藩主井伊直弼による徳川斉昭の処罰や、水戸家家臣への処罰がなされ、直弼との権力争いに至り、同五年再び老中罷免・蟄居となるが、同六年忠固無念の死を迎えることとなつた。六ヶ月後、井伊大老は、桜田門外にて水戸浪士等により暗殺された。

江戸城をめぐる幕末政治のあらしが吹き抜けていった。

「長崎航路日記」

この書は「花月文庫」所蔵で、筆者は上田藩士赤松小三郎(一八三一~六三)である。小三郎は、一八四八年に江戸に出て、内田弥太郎に数学・天文等を学び、下曾根金三郎に蘭学・砲術を学ぶ。一八五五年勝海舟に従い長崎海軍伝習所入所のため長崎に赴き、オランダ士官のもとで三年余り蘭学・数学・測量・兵学・航海術等を学んだ。帰藩後、調練調方御用掛となり、一八六三年には藩政改革の意見書を提出している。

更に一八六四年英國士官から英語・兵学を学び、『英國歩兵練法』など英國兵書の翻訳を始める。一八六六年に京都に出て塾を開き、また薩摩藩に招かれて英國式新兵法を教授する。幕政・国政改革の建白書を提出し、そこでは議会政治を提唱している。他方、「幕薩一和」のために奔走していたが、翌年九月三日、京都で暗殺された。

「長崎航路日記」は、安政二年九月二日に始まる。二日に昌平丸に乗船、船中一三〇人。四日に品川を出発したが、途中、船は帆船のため風待ちに要する日が多く、例えば、七日に浦賀を出港、同日夕方下田を過ぎて、八日朝遠州相良沖に至るも午後南西の風に変わり、四〇里程後に戻され、夜伊豆子浦に碇を降ろす。九日上陸して妻良村善福寺に逗留、一三日にようやく子浦を出港する。その後、紀伊半島沖から瀬戸内海を経て一〇月二〇日長崎に到着した。航路日記の最後には、宿舎の間取り図が描かれている。



「長崎航路日記」初ページ

『清水流規矩術別傳』

竹内善吾武信著

竹内善吾武信は、天明二年（元禄二年）上田領塙田組山田村（現上田市山田）の農家の二男として生まれた。幼名は熊藏、文化九年に善吾と改名した。実名は武信である。

幼い頃から和算（算数）が大好きで、七才の頃には八算（算盤で2から9までの個の奇数で除する方法「二二天作ノ五」等、九帰法を用いる）を行

い、他に並ぶものがいなかつた、という。もっと勉強をしようと思つても家が豊かでなく、はじめ上田城下原町の山屋安兵衛に算学を学び、後に昼間は上田家中太田家に奉公し、夕方から小諸の和算家関五太夫のもとへ、往復一〇里（約40km）の道のりを休むことなく通つて学んだという努力家であつた。

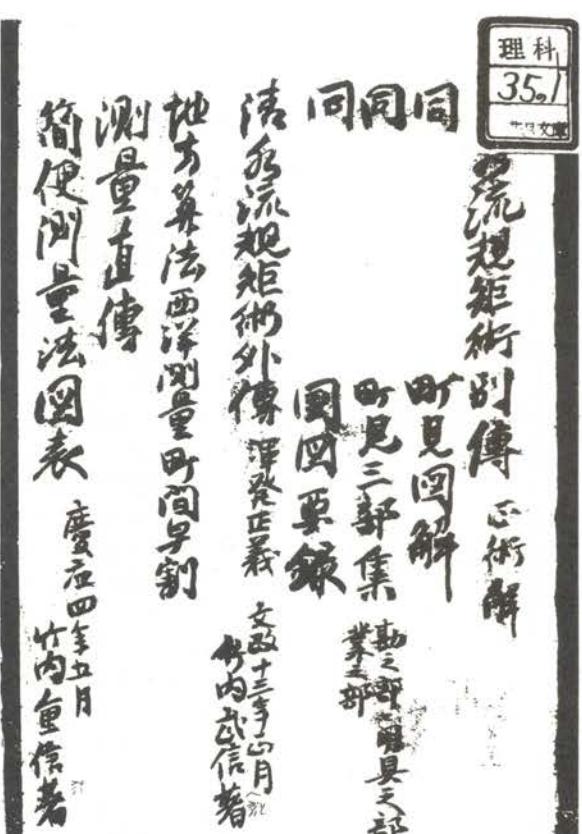
その後江戸へ出て、さらに関流の算学を究め、算術の外に測量学及び曆学などを会得し、自ら新しい分野をあみ出した。

文化から天保（元禄四四）の頃、日本で第一流の和算家と天下に名声を博した。このことは、上田藩主松平忠学にも聞こえ、農民としては異例の組外御徒士格として勘定所詰平勘定方を命ぜられた。

「規矩術別傳後序」は河内含三貞衡が記している。

その内容には、規矩術の始祖である清水貞徳が自発した万伝を口伝えで聞き学んできたが、これを晩年（元禄年中）になつて『規矩之法町見』図解巻（現在、規矩術本伝）また別伝（現在規矩術別伝）図法三部集「勘之部・用具之部・業之部」を書き上田の弟子に伝えたとある。

※規矩術とは、コンパス・分度器・象限儀・間竿・間繩・水準器などの機器を用いた測量の方法を言う。



『清水流規矩術別傳』表紙

本書の外に「花月文庫」には次のような著書がある。

- 一、清水流規矩術国図要録 全 (写)
- 一、規矩術外伝
- 一、測量直伝
- （写）

西暦	和暦	藩主	記事	<◆印…全国的な事柄>
1833	天保 4		2月 藩、産物改所を設置する ◆天保の飢饉始まる（～天保10年）	
1838	々 9		4月 忠優、奏者番となる。同日、忠優、寺社奉行を兼帶する（～天保14年2月まで）	
1840	々 11		◆オランダ船、アヘン戦争勃発を伝える（～天保13年）	
1841	々 12		◆天保の改革（～天保14年）	
1843	々 14		2月 忠優、両役罷免される 8月 藤井三郎左衛門、藩の借財取り片付けを命じられる	
1844	弘化元		12月 忠優、奏者番に再任され、寺社奉行を兼帶する（～弘化2年大坂城代就任まで）	
1845	々 2		3月 大坂城代に就任する（～嘉永元年10月老中就任まで）	
1848	嘉永元		10月 忠優、老中に就任する（～安政2年8月まで）	
1850	々 3		7月 河内含三「難村申上書付」を提出する	
1851	々 4		7月 前藩主忠学没（64才）	
1852	々 5		閏2月 「惣百姓申論書」を提示する	
1853	々 6		2月 軍制改革をすすめ、農兵を養成する ◆ペリー、軍艦4隻を率いて浦賀に来航	
1854	安政元		◆ペリー、軍艦7隻を率いて浦賀に再来航 ◆幕府、日米和親条約を調印する	
1855	々 2		8月 忠優、老中を罷免される ◆安政の大地震	
1857	々 4	(忠固)	9月 忠固（忠優）、老中に再任される ◆4月 井伊直弼、大老に就任する	
1858	々 5		◆6月 日米修好通商条約を無勅許調印する 6月 忠固、老中を罷免される ◆安政の大獄、始まる	
1859	々 6	忠礼	8月 借財取調掛・手段掛を設置する 9月10日 忠固嫡男忠礼、家督を継ぐ 9月14日 忠固没（48才）	
1860	万延元		藩、難村建て直し策として無尽講（両全講）を設定する ◆桜田門外の変	
1862	文久2		◆將軍家茂、皇女和宮と婚儀（和宮降嫁） ・忠礼、江戸麻布善福寺のアメリカ公使館の警衛を命じられる	
1863	々 3		・赤松小三郎、藩に藩政改革の断行、文武両道の督励、兵器の改良等の意見書を提出する	
1864	々 4		◆第1次長州征討	
1865	慶応元		・忠礼、第2次長州藩征討で領内から一万両の御用金を調達し、將軍の左右の備えを命じられる ・赤松小三郎、『英國歩兵連法』を翻訳する	
1866	々 2		◆第2次長州征討 ・赤松小三郎、幕府に軍制改革、人材登用等の意見書を提出する 12月 忠礼、初めて上田へ入部する	
1867	々 3		◆10月 大政奉還 10月 忠礼、老中に奉公起請文を出し、上京すべき沙汰を受ける ◆12月 朝廷が王政復古の大号令を発し、江戸幕府を廃止する	
1868	明治元		◆戊辰戦争始まる（～明治2年まで） 1月 忠礼、幕府に忠誠を誓い、藩士に幕府と存亡を共にする覚悟を伝える 2月 上田藩は新政府に従うと表明する ◆4月 江戸城を開城する 4月 忠礼、塩崎分知の松平欽次郎と参内して勤王の誠を奏す 閏4月 上田藩、官軍として北越戦争に出兵する ◆9月 明治と改元する	
1869	々 2		3月 忠礼、版籍奉還をする 6月 忠礼、新政府地方官「上田藩知事」となる	
1870	々 3		9月 藩、家中に帰農を奨励する	
1871	々 4		7月 廃藩置県により、上田藩は上田県となり、さらに11月長野県に入る	

上田藩松平期略年表 (幕末期を中心に)

西暦	和暦	藩主	記	事	<◆印…全国的な事柄>
1706	宝永3	忠周	1月 忠周、信濃国上田へ移封を命じられる 5月 上田領内の村々『上田藩村明細帳』をつくり差し出す (宝永差出帳) 6月 幕府の上使立ち会いのもとに上田城が引き渡され、忠周、5万8千石で入封する		◆富士山大噴火、宝永山生じる
1707	々 4		8月 忠周、初めて上田に入部する	◆享保の改革 (～延享2)	
1710	々 7				
1716	享保元		9月 忠周、京都所司代に就任する (～享保9年12月老中就任まで)		
1717	々 2		12月 忠周、京都在任中の留守を案じ、割番のほかに「組」ごとに大庄屋7人を任命する		
1718	々 3				
1724	々 9		12月 忠周、老中に就任する (～享保13年5月まで)		
1728	々 13		4月 忠周、江戸青山の屋敷に没す (68才)		
1729	々 14	忠愛	6月 嫡男忠愛、家督を継ぐ、従5位下伊賀守に叙任される (江戸城帝鑑の間詰)		
1730	々 15		2月 忠愛、家中分限帳をつくる		
1731	々 16		8月 忠愛、弟忠容へ塩崎5千石を分知する		
1742	寛保2		12月 藩主屋形が焼失する		
1749	寛延2	忠順	この年、忠愛、奏者番となる		
1753	宝暦3		8月、千曲川大洪水 (戊の満水)		
1758	々 8		8月 忠愛、隠居し、大内記と称す。嫡男忠順、家督を継ぐ		
1761	々 11		2月 忠順、藩財政窮乏のため家臣に知行扶持の半減を申し付ける		
1763	々 13		3月 前藩主忠愛没 (59才)		
1763	々 13		12月 浦野組夫神村より一揆起こる (宝暦騒動)		
1775	安永4		3月 一揆の首謀者夫神村頭浅之丞・百姓半平が処刑される		
1783	天明3		7月 忠順、奏者番となる。翌明和元年に寺社奉行兼帶となる (～安永4年若年寄就任まで)		
1783	天明3	忠濟	12月 宝暦騒動で活躍した岡部九郎兵衛没す (31才)		
1789	寛政元		8月 忠順、若年寄に就任する (～天明3年まで)		
1790	々 2		2月 忠順、江戸青山の屋敷に没す (58才)		
1790	々 2		4月 忠順嫡男忠済、家督を継ぐ	◆浅間山大噴火	
1810	文化7			◆天明の飢饉 (～天明7年まで)	
1810	文化7		10月 米高値につき上州より騒動 (梵天一揆) が起きる。上田領内に入るが神川橋詰にて防ぐ		
1811	々 8		6月 藩主屋形が全焼する		
1811	々 8		9月 千曲川洪水、被害甚大。藩、金4千両を幕府より借り修復する	◆寛政の改革	
1812	々 9	忠濟	4月 忠済嫡子忠英没 (21才)		
1813	々 10		5月 松平図書、忠学 (室忠済三女矩子) 承嗣係となる		
1820	文政3		1月 藩は夏蚕の糸を上田紬・絹紬に使用することを禁止する		
1825	文政8		12月 忠学、従5位下左衛門佐に叙任される		
1826	々 9		5月 忠済、塩崎分家松平忠徳の弟忠学を養子に迎え、隠居する。忠学、家督を継ぐ		
1827	々 10		この年、上田藩校「明倫堂」設立される		
1828	々 11		8月 在方へ取集金を申し付ける	◆異国船打払令	
1829	々 12	忠学	この年、三家老 (図書・主馬・三郎左衛門)、無尽不正で差控となる		
			岡部九郎兵衛甚平家老格、悴志津馬用人格とする		
1830	々 13		1月 前藩主忠済二男忠和没 (24才)		
1831	天保2	忠優	7月 前藩主忠済没 (76才)		
			9月 松平左膳 (栄之助) 廃嫡		
			12月 忠学、姫路藩主酒井忠実二男玉助を養嗣子に迎える。玉助、従5位下左衛門佐に叙任される		
1830	々 13		4月 玉助、忠優と改め、家督を継ぐ		
1831	天保2		9月 忠優、初めて上田へ入部する		

古文書学習会「山なみ」

講師	尾崎 行也	小山 和宏
会長	宮島かつ子	小山ますみ
池田	達男	塩沢 展子
岩下	幸枝	関 弘子
岡安	操子	寺島よしえ
片山	幸子	中澤 啓子
木内	文子	平井 芳江
栗木	睦子	松山志津江
黒岩	弘	丸田ハツ子
神津	定代	三井 紀子
小林	容子	宮島 寿子
小林	佳枝	柳澤 淑子
小山	一夫	依田由美子

幕末藩主暗殺疑獄

—「上田縞絲之筋書」を中心に—

発行日 平成二十一年十一月一日

編集 古文書学習会「山なみ」・上田市立上田図書館

発行 上田市立上田図書館

上田市材木町一一一一四七

電話 ○二六八一三二一〇八八〇

印刷 新星プリント社

上田市中央北二一七一三四

電話 ○二六八一三二一三二〇六

4	4	3	3	3	2	2	1	ページ
下	下	下	下	上	上	上		上段・下段・図
12	7	17	4	18	20	19	11	行
領内惣檢地	一層力を与え	松平	忠国	分知	規矩術外伝	長崎航海日記	学集会	誤
領内惣檢地取○	一層圧力を加え○	家老松平○	忠國家○	分知塩崎知行所○	規矩術別伝○	長崎航路日記○	学習会○	正

17	15	9	9	9	8	6	5	ページ
下	下	下	下	上	上	上	下	上段・下段・図
6	終から 6	15	2	11	2	2	4	行
三万円●	松本家	● その屋敷	● 素業	おだやかなざる様	● 襲封後始めて	常田村の半田	興復をした	誤
三万両○	松木家○	○ 当人の屋敷	○ 素性○	○ おだやかならざる様	○ 襲封後初めて	領内常田村の鎌物師半田	興復を志した○	正

					45	44	18	ページ
					下	上	上	上段・下段・図
					5	終から 2	2	行
					風説が行なわれ	● ● ● ●	代官手代	誤
					風説がたち	○ ○	代官下役	正